

越谷市における
水泳授業の在り方について（素案）

令和7年7月
越谷市教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 水泳授業・プール施設等の現状と課題	1
1. 水泳指導、施設・水質の基準等	1
(1) 水泳指導	1
①小学校学習指導要領・中学校学習指導要領	1
②小学校学習指導要領解説・中学校学習指導要領解説	2
③埼玉県小学校教育課程編成要領・埼玉県中学校教育課程編成要領	2
(2) 施設・水質	2
①小学校設置基準・中学校設置基準	2
②小学校施設整備指針・小学校施設整備指針	3
③学校環境衛生基準	3
④プールの安全標準指針	3
2. 水泳授業・部活動等の現状	4
(1) 水泳授業	4
①年間授業時数	4
②指導内容	4
③指導体制	4
④夏季休業中の水泳指導	4
(2) 部活動	5
(3) 児童生徒の泳力	5
3. プール施設の現状	6
(1) 設置状況	6
(2) 老朽化の状況	7
(3) 維持管理にかかる費用の状況	7
①修繕・改修工事費	7
②年間の保守管理費	8
(4) 学校における管理	8
①清掃	8
②開設前点検	8
③日常管理	9
4. 学校以外のプール施設	10
(1) 市、埼玉県設置のプール施設	10
(2) 民間プール	10
①設置状況	10
②水泳授業受託について	12
5. アンケート調査	13
(1) 調査方法及び対象者等	13
①調査方法	13
②調査対象者	13
③調査期間	13
④回収状況	13
(2) 調査結果	13
①概要	13
②対象者ごとの回答結果	14
6. 本市の水泳授業・プール施設等の主な課題	20
第2章 様々な取組事例	21
1. 全国における事例	21
2. 県内における事例	22
(1) 取組状況一覧	22

①調査方法	22
②調査対象	22
③調査期間	22
④集計結果	22
(2) 取組事例	23
①春日部市 藤塚小学校（民間委託）	23
②ふじみ野市 全小中学校（民間委託）	24
③和光市 広沢小学校・第二中学校（公営プール）	24
④加須市 市内小中学校（民間委託・共同利用その他）	24
第3章 本市における民間プールを活用したモデル事業の実施と検証結果	25
1. モデル事業の内容	25
2. 効果検証	26
(1) アンケート調査	26
①調査方法	26
②調査対象者	26
③調査期間	26
④回収状況	26
⑤調査結果	26
(2) 委託業者への間取り	34
3. 成果と課題	34
(1) 成果	34
(2) 課題	35
第4章 今後の取組に向けての検討	36
1. 各取組の比較	36
(1) 自校屋外プールによる水泳授業実施の場合	36
(2) 民間委託による水泳授業実施の場合	36
(3) 施設共同利用による水泳授業実施の場合	37
(4) 市等設置のプール利用による水泳授業実施の場合	38
(5) 水泳実技の廃止の場合	38
第5章 本市の水泳授業の在り方について	40
1. 水泳授業の継続に対する基本的な考え方	40
2. それぞれの取組と実施にあたっての留意事項	40
(1) 自校プール建設	40
(2) 民間委託	41
(3) 施設共同利用	41
(4) 市等設置のプール利用	41
3. 今後の取組における方向性	42
巻末資料	44
・第1章関連 小学校学習指導要領（抜粋）	44
中学校学習指導要領（抜粋）	45
小学校学習指導要領解説 体育編（抜粋）	45
中学校学習指導要領解説 保健体育編（抜粋）	46
埼玉県小学校教育課程編成要領（抜粋）	46
埼玉県中学校教育課程編成要領（抜粋）	49
学校環境衛生基準（抜粋）	51
プールの安全標準指針（抜粋）	53
・第3章関連 「越谷市立大袋小学校水泳授業業務委託」仕様書	58

はじめに

学校において水泳指導が全国的に実施されることとなった背景は、昭和30年に発生した「紫雲丸事故」（中学生28名が犠牲）、「橋北中学校水難事件」（中学生36名が犠牲）を機に、全国で学校プール施設を建設し、児童生徒に水泳指導を実施する動きが広まったと言われています。その後、昭和36年にスポーツ振興法が制定され、スポーツ施設整備を促進するという法の主旨を受けて、国による学校プール施設の建設に対する補助が開始されたことなどから、本市においても全ての小中学校に学校プール施設を建設し、児童生徒の水泳指導が実施されてきました。

しかしながら、近年、全国的に水泳授業の在り方を見直す自治体が増えています。これは、昭和40年代から昭和50年代にかけて多数整備されたプール施設が老朽化し、大規模改修や更新が必要となってきたことや、水泳授業実施における様々な課題があるためです。また、コロナ禍により令和2年度から令和4年度の3年間にわたり、多くの学校で水泳授業を中止したことも、きっかけとして考えられます。

本市においても、水泳授業における課題が顕在化してきていることから、その在り方についての検討が必要となってきています。そこで、本市の水泳授業を取り巻く現状を確認するとともに、区画整理事業に伴い令和5年度にプールの解体を行った大袋小学校において民間プールを活用したモデル事業を実施し、その内容と成果を検証しました。

本書はこれらの結果に基づき、本市における水泳授業の在り方を検討し、今後の方向性を示すものです。

第1章 水泳授業・プール施設等の現状と課題

1. 水泳指導、施設・水質の基準等

(1) 水泳指導

① 小学校学習指導要領（平成29年告示）・中学校学習指導要領（平成29年告示） ※巻末資料参照

小学校は2学年ごとのまとまりで、低学年・中学年・高学年で指導内容が示されています。低学年では、水に慣れる遊びや浮く・もぐる遊びなどの水遊び。中学年では、浮いて進む・初歩的な泳ぎなどの水泳運動。高学年では、クロールや平泳ぎを続けて長く泳ぐなどの水泳運動となります。

中学校は、中学1年生と2年生のまとまり、中学3年生で指導内容が分かれています。中学1・2年生では、クロール、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライの泳法を身に付けること。またスタートとターンについても指導することになっています。中学3年生では、中学1・2年生までの指導内容に加えて複数の泳法で泳ぐことやリレー内容が加えられています。

② 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説
平成29年7月※巻末資料参照

小学校では、「適切な水泳場の確保が困難な場合には、「水遊び」及び「水泳運動」を取り扱わないことができるが、これらを安全に行うための心得については必ず取り上げる」とあり、また、「水遊び」及び「水泳運動」を扱わないことのできる条件としては、「学校及びその近くに公営のプール等の適切な水泳場がない場合が挙げられる」とされています。中学校についても同様の取扱いとなっています。

なお、着衣水泳についても、小学校第5学年及び第6年、中学校各学年において、各学校の実態に応じて取り扱うこととされています。

③ 埼玉県小中学校教育課程編成要領（平成30年3月）・埼玉県中学校教育課程編成要領（平成30年3月）※巻末資料参照

「指導計画作成のための資料」において、学習指導要領に基づく指導内容の取扱い等や、時間数について記載されています。

小学校では、第1・2学年、第3・4学年、第5・6学年の内容の取扱いについて、「いずれかの学年で指導することもできる」とされ、領域別時数については、各学年10時間と例示されています。

中学校では、「適切な水泳場の確保が困難な場合には、取り扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げる。保健分野の応急手当との関連を図ること。」とされ、分野・領域配当時間については、学校規模や特色等により数例が示されており、第1学年・第2学年は各8～10時間、第3学年は10～14時間と例示されています。

（2）施設・水質

① 小学校設置基準（平成14年3月29日 文部科学省令）・中学校設置基準（平成14年3月29日 文部科学省令）

学校教育法第三条の規定に基づき定められた「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」では、学校を設置するのに必要な最低の基準とされる施設として、校舎、運動場、体育館を備えるものとしていますが、プールについては示されていません。

小学校設置基準（関連部分抜粋）

第一条 小学校は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第十条 小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

第十二条 小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

※中学校設置基準の関連部分については、上記と同様です（「小学校」を「中学校」に読み替え）。

- ② 小学校施設整備指針（平成4年3月31日作成 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）・
中学校施設整備指針（平成4年3月31日作成 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）

学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項が示されたものです。

プール施設では、屋内プールについて、必要な規模を確保すること、通風、換気及び自然採光を十分確保することのできる位置に計画すること、更衣室、便所、シャワー室等の附属施設と一体的に計画することが重要であるとされています。

- ③ 学校環境衛生基準（平成21年4月1日施行 文部科学省告示） ※巻末資料参照

学校保健安全法第六条第1項の規定に基づき定められたもので、水泳プールに係るものとして水質、施設・設備の衛生状態について、検査項目と基準が定められています。また、日常における環境衛生に係るもののうち、水泳プールの管理としてプール水等及び附属施設・設備等について、基準が定められています。

- ④ プールの安全標準指針（平成19年3月29日 文部科学省・国土交通省）

プールの排（環）水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項について、国の技術的助言として取りまとめられたものです。学校施設以外に、社会体育施設、都市公園内プールなども適用範囲とされています。

プールの安全利用のための施設基準として、プール全体や、排（環）水口について、また、事故を未然に防ぐ安全管理として、安全管理上の重要事項、管理体制の整備、プール使用期間前後の点検、日常の点検及び監視、緊急時の対応、監視員等の教育・訓練、利用者への情報提供について、指針が示されています。

2. 水泳授業・部活動の現状

(1) 水泳授業

①年間事業時数

学習指導要領には、水泳学習の時数に関する規定はないため、各学校で実態に応じて年間計画を作成しています。したがって、市内の小中学校の水泳学習の時数は学校によって違いがあります。

令和6年度は、小中学校ともに8時間の時数で年間計画が作成されている学校が最も多く、この計画時数の中には、着衣水泳の時数も含まれています。また、実施時数は、小学校、中学校ともに平均して7.5時間程度実施しています。なお、計画と実施の時数の差は、暑さや天候不順などが原因です。

表 令和6年度 水泳授業計画時数及び実施時数との差 ※全学年の平均時間数

	計画時数							計画時数と実施時数との差				
	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	計画通り	1時間減	2時間減	3時間減	4時間減
小学校数	3校	1校	18校	2校	5校	0校	0校	19校	4校	4校	0校	2校
中学校数	2校	3校	4校	1校	3校	1校	1校	11校	1校	2校	1校	0校

②指導内容

学習指導要領に基づき、各学校が実態に応じて指導計画を作成し、指導しています。学習指導要領に記載されている主な内容は以下のとおりです。

(小学校) 第1・2学年：水の中を移動する運動遊び、もぐる・浮く運動遊び

第3・4学年：浮いて進む運動（け伸び・初歩的な泳ぎ）、もぐる・浮く運動

第5・6学年：クロール、平泳ぎ、安全確保につながる運動

(中学校) 第1・2学年：クロール、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライ

第3学年：クロール、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライ、複数の泳法で泳ぐ又はリレーをする

③指導体制

本市の平均的な水泳授業は、小学校で3～4クラス単位、中学校で2～3クラス単位で行っています。指導の際には泳力や実態ごとにグループに分け、各グループに指導する教職員を1名以上配置しており、1回の授業に3名以上の教職員が配置されています。また、児童生徒の安全管理のため、プール全体の監視も行っています。なお、監視役を保護者等に依頼している学校もあります。

表 水泳授業1時間当たりの学級数 ※複数学年での実施を含む

学級数	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級
小学校数	0校	2校	17校	8校	2校
中学校数	0校	9校	6校	0校	0校

表 水泳授業実施における指導者数 ※監視員、ボランティア等含む

	1時間あたりの指導者数				1学級あたりの指導者数			
	3人	4人	5人	6人以上	1人未満	1人以上 1.5人未満	1.5人以上 2人未満	2人以上
小学校数	15校	7校	5校	2校	0校	25校	3校	1校
中学校数	14校	1校	0校	0校	0校	6校	8校	1校

④夏季休業中の水泳指導

熱中症対策のため、夏季休業中の水泳指導は実施していません。

(2) 部活動

令和6年度現在、市内中学校15校中、1校（北陽中）に水泳部があります。

(3) 児童生徒の泳力

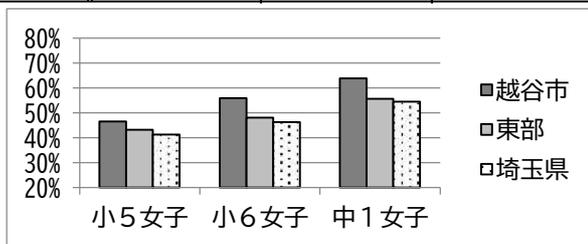
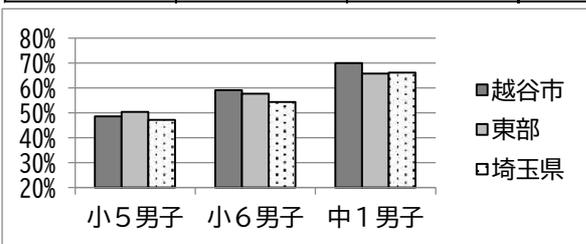
令和5年度の埼玉県調査によると、本市の小中学生は、県及び東部教育事務所管内（以下「東部管内」という。）と比較すると、25m以上泳げる児童生徒の割合が高い傾向にあります。しかし、令和元年度の調査と比較すると、本市及び県、東部管内とすべての地域で泳力が大きく低下しており、泳げる児童生徒と泳げない児童生徒の二極化が進んでいます。小学校5年生においては、男女ともに5割以上の児童生徒が25mを泳げないという結果となっています。

【令和5年度埼玉県児童の水泳運動の技能に関する調査結果概要】

クロール

表 小学校5年生～中学校1年生 クロールで25m以上泳げる児童生徒の割合（小学校は抽出校での比較）

クロール	小5男子	小6男子	中1男子	小5女子	小6女子	中1女子
越谷市	48.5%	59.0%	70.0%	46.5%	55.9%	63.8%
東部	50.4%	57.6%	65.7%	43.2%	48.0%	55.6%
埼玉県	47.1%	54.3%	66.1%	41.2%	46.2%	54.5%



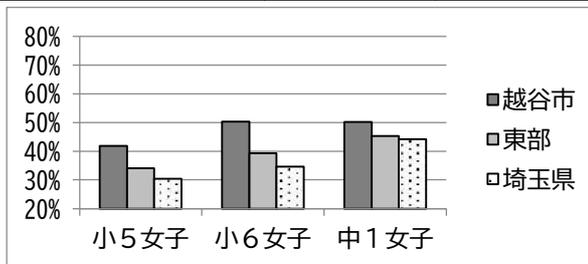
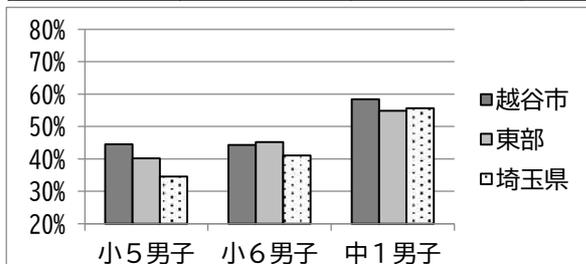
【参考】表 令和元年度実施 小学校5年生～中学校1年生 クロールで25m以上泳げる児童生徒の割合

クロール	小5男子	小6男子	中1男子	小5女子	小6女子	中1女子
越谷市	64.3%	75.9%	83.0%	60.7%	70.7%	80.0%
東部	65.1%	77.6%	80.6%	59.3%	73.0%	80.0%
埼玉県	66.6%	76.8%	80.8%	59.2%	72.1%	80.8%

平泳ぎ

表 小学校5年生～中学校1年生 平泳ぎで25m以上泳げる児童生徒の割合（小学校は抽出校での比較）

平泳ぎ	小5男子	小6男子	中1男子	小5女子	小6女子	中1女子
越谷市	44.5%	44.3%	58.4%	41.8%	50.3%	50.2%
東部	40.1%	45.2%	54.8%	34.0%	39.3%	45.3%
埼玉県	34.5%	41.0%	55.6%	30.4%	34.6%	44.2%



【参考】表 令和元年度実施 小学校5年生～中学校1年生 平泳ぎで25m以上泳げる児童生徒の割合

平泳ぎ	小5男子	小6男子	中1男子	小5女子	小6女子	中1女子
越谷市	53.7%	67.0%	74.7%	50.2%	60.8%	68.0%
東部	52.7%	61.0%	77.6%	45.6%	57.1%	70.3%
埼玉県	50.6%	59.5%	72.6%	43.4%	55.1%	70.9%

3. プール施設の現状

(1) 設置状況

越谷市内の小中学校44校には、令和4年度までは、全ての学校にプールが設置されていましたが、区画整理事業に伴い、令和5年度に大袋小学校のプールが解体され、現在のプール設置校は43校となっています。

表 学校プールの設置状況（令和7年4月現在）

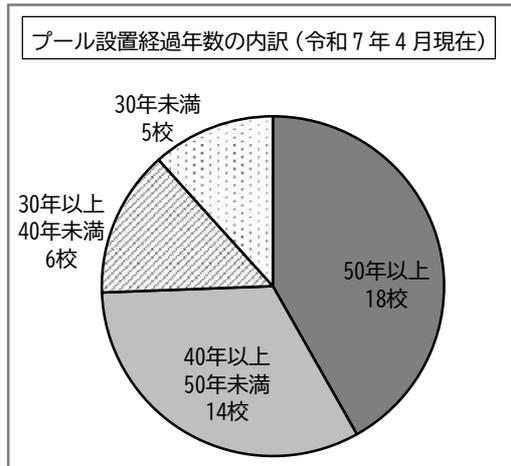
学校名	設置年度 (西暦)	経過年数	構造(※1)	大きさ (m)	コース数	設置場所
越ヶ谷小	1989	36	FRP	25×13	6	屋上
大沢小	1963	62	RC	25×11.5	7	屋外
新方小	1965	60	RC	25×11.5	6	屋外
桜井小	1965	60	RC	25×10	6	屋外
荻島小	1963	62	RC	25×10	6	屋外
出羽小	1997	28	FRP	25×13	6	屋内・重層
大相模小	1966	59	RC	25×11.5	6	屋外
増林小	1999	26	FRP	25×13	6	屋内・重層
川柳小	1967	58	RC	25×13	6	屋外
南越谷小	2002	23	FRP	25×13	6	屋上
東越谷小	1971	54	RC	25×12	6	屋外
大沢北小	1971	54	RC	25×12	6	屋外
大袋北小	1986	39	FRP	25×13	6	屋外
蒲生南小	1973	52	アルミ	25×12	6	屋外
北越谷小	1973	52	アルミ	25×15	6	屋外
大袋東小	1975	50	アルミ	25×13	6	屋外
平方小	1975	50	アルミ	25×13	6	屋外
弥栄小	1975	50	アルミ	25×13	6	屋外
大間野小	1975	50	アルミ	25×13	6	屋外
宮本小	1976	49	ステンレス	25×13	6	屋外
西方小	1976	49	ステンレス	25×13	6	屋外
鷲後小	1978	47	アルミ	25×13	6	屋外
明正小	1979	46	アルミ	25×13	6	屋外
千間台小	1981	44	アルミ	25×13	6	屋外
桜井南小	1981	44	アルミ	25×13	6	屋外
花田小	1989	36	FRP	25×13	6	屋内・重層
城ノ上小	2006	19	FRP	25×10+20×3.5	5	屋上
蒲生小	1972	53	鋼板	25×13	6	屋外
中央中	2002	23	FRP	25×17	8	屋外
東中	1991	34	FRP	25×17	8	屋内・重層
西中	1994	31	FRP	25×17	8	屋内・重層
南中	1970	55	RC	25×17	8	屋外
北中	1973	52	アルミ	25×17	8	屋外
富士中	1974	51	アルミ	25×17	8	屋外
北陽中	1977	48	ステンレス	25×17	8	屋外
栄進中	1979	46	アルミ	25×17	8	屋外
光陽中	1980	45	アルミ	25×17	8	屋外
平方中	1980	45	アルミ	25×17	8	屋外
武蔵野中	1982	43	アルミ	25×17	8	屋外
大袋中	1983	42	FRP	25×17	8	屋外
新栄中	1984	41	FRP	25×17	8	屋外
大相模中	1985	40	FRP	25×17	8	屋外
千間台中	1986	39	FRP	25×17	8	屋外

※1…FRPは「繊維強化プラスチック」、RCは「鉄筋コンクリート造」の略称

(2) 老朽化の状況

プールの耐用年数は、概ね30年とされていますが、市内の小中学校のプールは、最も古い※大沢小学校・荻島小学校(62年経過)をはじめ、設置から30年以上経過しているものが全体の88%(38/43校)を占めており、施設や設備の老朽化が進んでいます。

こうした老朽化は、けがのリスク増加や、突発的に使用ができなくなる恐れもあり、安全・安心・安定した学習環境の確保の懸念に繋がります。特に、プール槽、プールサイド、設備機器の老朽化は顕著であり、随時、修繕を行いながら使用しています。



※市内では昭和32年完成の大袋小学校プールが、令和5年に解体されるまでは最も古いプールでした。

(3) 維持管理にかかる費用の状況

①修繕・改修工事費

プール施設の修繕・改修費用について、令和元年度から令和5年度までの5年間では、平均して年間約3,200万円の費用を要しています。主に、プール槽本体ではプール槽の塗装工事、設備ではろ過機の改修について毎年複数校で実施しています。また、大規模改修も複数校で行われています。

表 学校プールの修繕料・改修工事費の実績(大袋小プール解体工事費を除く) 単位:円

年度	プール槽本体	設備	その他工事※	年間合計
R元	13,574,960	5,559,487	680,400	19,814,847
R2	55,322,850	7,331,280	0	62,654,130
R3	1,851,311	11,832,150	10,493,560	24,177,021
R4	12,878,800	19,277,390	4,422,880	36,579,070
R5	1,166,000	14,962,618	187,000	16,315,618
5年間合計	84,793,921	58,962,925	15,783,840	159,540,686
年間平均	16,958,784	11,792,585	3,156,768	31,908,137

※プールサイド・フェンス・付属棟など

表 令和元年度から過去5年間のプール本体大規模改修の実績

年度	学校名	設置年度	構造	改修概要	改修費(円)	設置から改修まで
R元	大袋東小	1975	アルミ	・穴あき部の補修及びプール槽塗装	7,271,000	44年経過
R元	宮本小	1976	ステンレス	・プール槽塗装	4,275,720	43年経過
R2	鷺後小	1978	アルミ	・既存アルミ底板の上に新設アルミ底板を設置 ・プール槽塗装等	24,860,000	42年経過
R2	栄進中	1979	アルミ	・既存アルミ底板の上に新設アルミ底板を設置 ・プール槽塗装等	29,238,000	41年経過
R4	荻島小	1963	RC	・穴あき部の補修及びプール槽塗装	11,000,000	59年経過
R5	大沢小	1963	RC	・防水シートの撤去新設 ※R5~R6年度債務負担	15,565,000	60年経過

②年間の保守管理費

学校プールの維持管理には、保守点検や水質検査のための委託料、水質維持のための薬剤・測定試薬購入費、水道代や屋内プールの水を温める燃料代、燃料の灯油タンク管理に伴う危険物取扱者のための事務経費などがあり、令和5年度では、年間約2,000万円の費用がかかっています。

表 学校プールの維持管理に要する費用（令和5年度実績） ※修繕料・工事費除く

費目	詳細（件名）	金額（円）
委託料	地下貯蔵タンク等漏洩点検業務委託（花田小学校外1校）	99,000
	プールろ過機点検業務委託（越ヶ谷小学校外40校）	721,600
	プールろ過機点検業務委託（花田小学校）	133,100
	プールろ過機点検業務委託（城ノ上小学校）	40,700
	プールろ過機点検業務委託（南中学校）	36,300
	プールろ過機シーズン後点検業務委託（越ヶ谷小学校外40校）	721,600
	プール水質検査業務委託（越ヶ谷小学校外28校）	494,450
	プール水質検査業務委託（中央中学校外14校）	264,000
	プールボイラー点検業務委託（出羽小学校外3校）	326,700
	プールボイラー煤煙測定業務委託（出羽小学校外4校）	330,000
	プール排水水質検査業務委託（越ヶ谷小学校外16校）	336,600
	プール排水水質検査業務委託（中央中学校外3校）	79,200
	プール排水水質再検査業務委託（越ヶ谷小学校外8校）	49,500
	桜井小学校プール排水水質再検査業務委託	19,800
	小計	3,652,550
消耗品費	水質維持薬剤・試薬等購入費	4,068,567
水道料金	水道（プール）使用量42,539m ³	11,785,584
燃料費	灯油（花田小・東中）2500ℓ、A重油（増林小・出羽小・西中）5000ℓ	710,875
手数料・負担金	危険物取扱者資格受験料等（花田小・東中各1名）	34,226
	合計	20,251,802

の修繕・改修費用の年間平均額と②の保守管理費を合わせると、52,159,939円となり、1校当たり（令和5年度時点44校）では、1,185,453円となります。

(4) 学校における管理

①清掃

プールは防火水槽の役割を兼ねているため、水泳期間終了後も水を入れたままとし、水泳期間開始前に排水、清掃を行っています。清掃の実施方法について、令和6年度に小中学校43校に照会したところ、教職員や児童生徒等による清掃が21校、業者委託が19校、保護者ボランティアが2校、プール槽修繕完了後のため実施なしが1校でした。近年、業者委託による清掃が増加する傾向にあります。

②開設前点検

「プールの安全標準指針」に基づき、教職員が管理職とともに施設・設備の点検を行っています（点検チェックシートは巻末資料参照）。特に、排（環）水口の点検については注意を払う必要があります。

③日常管理

「学校環境衛生基準」、「プールの安全標準指針」、「水泳指導の手引き」に基づき、プール利用日の定時ごとに施設（特に排・環水口）の点検や、気温・水温・遊離残留塩素濃度等を測定し、管理日誌に記録、3年間保管する必要があります。

具体的には、プール使用時期は毎朝プールサイド等の施設や水質を確認し、塩素の注入やごみの除去を行います。また、授業時には水質管理のほかに児童生徒の安全確保、放課後には水質管理とろ過機の洗浄等の施設管理を行っています。さらに、それらの記録をすべて管理日誌に記載しています。（※下記参照）

表 日常管理の例

項目	管理内容（管理業務）	時間帯			その他
		始業前	授業	放課後	
施設管理	プールサイドの点検(破損・腐食・異物等の有無)	○	○	○	週末・週明けは細部まで
	プールサイドの清掃	○		○	
	水位の確認	○	○	○	不足の場合は注水
	排水口の確認	○	○	○	
	ろ過機の運転確認	○			
	用具の準備・確認（コースロープ・プールフロア等）		○		
	用具の片付け		○		
水質管理	ろ過機洗浄			○	
	塩素濃度確認	○	○	○	週明けに適正值まで調整
	塩素注入	○	○	○	週末は多目に注入
	目視での水質確認（透明度、壁面汚れ、異物の有無）	○	○	○	
	浮遊ごみ除去（網等の用具使用）	○	○	○	
児童生徒の安全確保	オーバーフローでゴミを除去				適時行う
	水温・気温の確認	○	○	○	
	毛布等緊急時の準備	○			
	AEDの移動・準備		○		
	授業前後人数確認		○		
	児童の健康状態把握		○		
	毛布等の用具片付け			○	
記録	見学者の安全確保（日陰等見学位置の確保、体調管理等）	○	○	○	見学位置確保は業前・業後
	授業開始前の状況をプール日誌に記載	○	○	○	
	実施の可否について職員に周知	○			昼休みにも確認
	水温・気温・塩素濃度の記録	○	○	○	
	人数、指導者・指導内容について記載		○		
	授業終了後の状況をプール日誌に記載			○	
	翌日への引き継ぎ事項を日誌に記載			○	

プール管理日誌（例）

責任者	作成者																			年	月	日	曜	天候
	AM	7	8	9	10	11	12	PM	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10						
使用時間←→ 点検時間→	[Grid for time and inspection]																							
入場者人員	[Grid for attendance]																							
気温 (室温)	[Grid for temperature]																							
水温	[Grid for water temperature]																							
遊離塩素 濃度測定値	[Grid for chlorine concentration]																							
安全点検(記名)	[Grid for safety inspection]																							
堅固に固定	[Grid for safety check]																							
腐食欠落等	[Grid for safety check]																							
目視点検打診	[Grid for safety check]																							
監視員	[Grid for safety check]																							
救急員	[Grid for safety check]																							
救急救護用具	[Grid for safety check]																							
*上段の安全点検欄は記入した者の氏名を記入。項目欄は○×等のチェック記号や点検者名など、記入方法を決めて記入。																								
様 要 (施設設備の 状況、特記 事項等)	[Text area for notes]																							

出典：プールの安全管理指針（埼玉県）

4. 学校以外のプール施設

(1) 市、埼玉県設置のプール施設

越谷市内には、市設置のプール施設が1施設、埼玉県設置のプール施設が1施設あります。いずれも温水プールが整備されており、年間を通じて市民・県民等が利用しています。それぞれの施設の概要は次のとおりです（ホームページ掲載内容）。

	市設置のプール施設	埼玉県設置のプール施設
名称	越谷市民プール（地図中「市」）	ときめき元気館 屋内温水プール（地図中「県」） ※現在休止中。令和8年3月営業終了予定
所在地	越谷市増林三丁目2番地2	越谷市北後谷82
プールコース	一般用25m×8コース 水深120cm 4コース 水深100cm 4コース 子ども用プール（水深50cm） リラクゼーションプール（ジャグジー）	ファミリーコース（小学生以下） 歩行コース 25m完泳コース フリーコース
利用時間	9:30～21:30	平日・土曜 9:00～21:30 日曜・祝日 9:00～18:00
休館日	月曜日（月曜日が祝日または振替休日の場合は、その翌日）及び年末年始（12/29～1/3）	月曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始（12/29～1/3）、施設点検（12/6～12/11）

市・県設置プールの水泳授業での活用にあたっては、まず各施設の運営主体の協力が必要になります。また、一般利用の停止をはじめ、水深により児童生徒が利用できる場所を制限することや、外部から児童生徒の姿が見えないようにすることなどの調整が必要となります。

なお、市内小曾川地内には、埼玉県設置のしらこぼと水上公園プール（屋外）がありますが、プール施設は、流水プール、変形プール、スライダープール、もぐりプール、遊戯プール、ジェットプール、幼児プール、流れといったレジャー用の施設であるため、水泳授業への活用の対象外とします。

(2) 民間プール

①設置状況

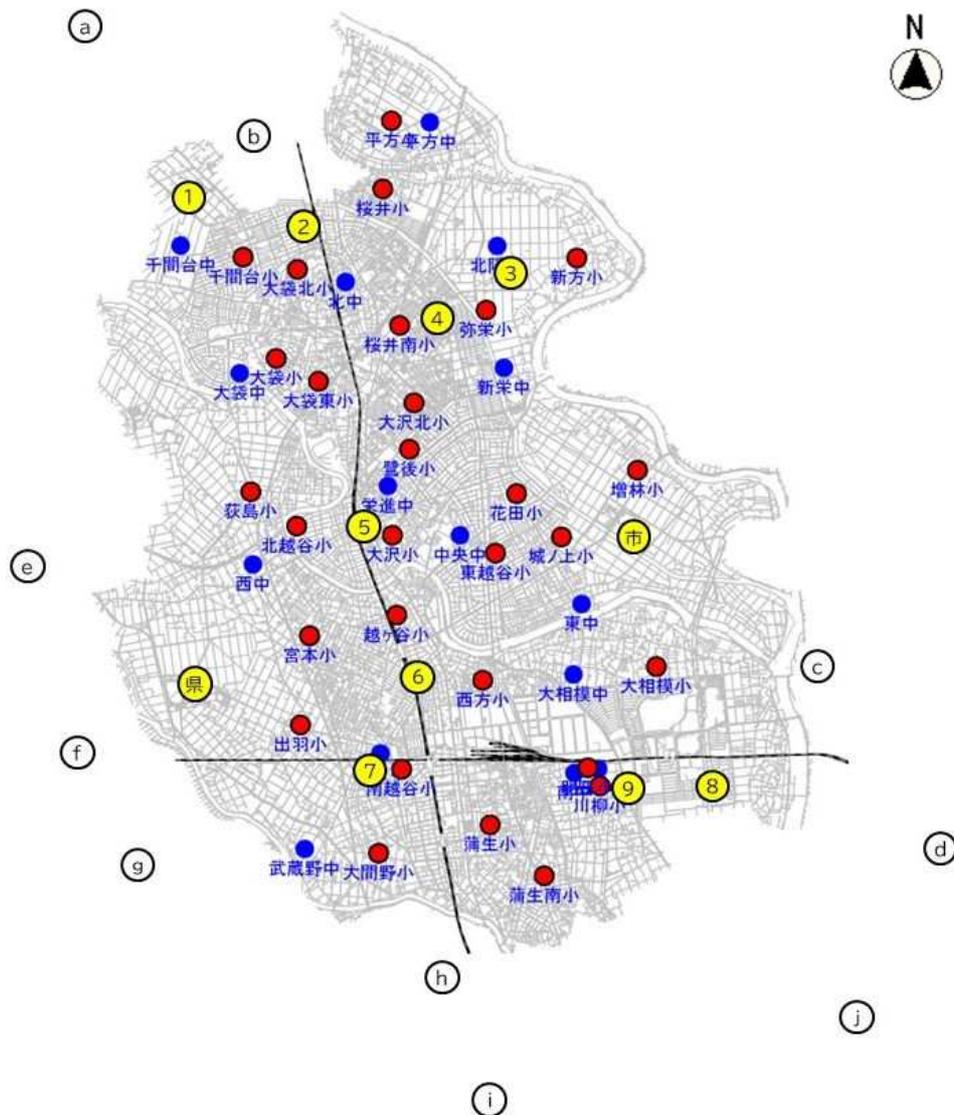
令和6年12月現在の民間プールは、市内に9ヶ所、市周辺に10ヶ所あります。

地図記号	所在地（越谷市内）	名称
①	越谷市恩間新田221	あゆみスイミングスクール
②	越谷市千間台西2-1-1	東武スポーツクラブ プレオンせんげんだい
③	越谷市大杉492-1	ウィンわかばスポーツクラブ
④	越谷市下間久里384-1	スウィン越谷スイミングスクール
⑤	越谷市大沢3-4-21	東武スポーツクラブ プレオン北越谷
⑥	越谷市瓦曽根1-20-35	セントラルウェルネスクラブ24越谷
⑦	越谷市新越谷1-31-1	スウィン南越谷スイミングスクール
⑧	越谷市レイクタウン6-18-1	越谷レイクスイミングスクール
⑨	越谷市レイクタウン7-2-8	セントラルフィットネスクラブ24越谷レイクタウン

地図記号	所在地（越谷市周辺）	名称
㊸	春日部市下大増新田66-1	かすかべ湯元温泉
㊹	春日部市大場888-11	埼玉スウィンスイミングスクール春日部
㊺	吉川市吉川1445	スイミングクラブ ルネサンス吉川
㊻	吉川市美南3-25-1	ルネサンスイオンタウン吉川美南
㊼	さいたま市岩槻区美園東1-8-5	スウィン美園スイミングスクール
㊽	川口市東川口1-2-1	朝日スポーツクラブ[BIG-S東川口]
㊾	川口市戸塚5-13-8	東川口スイミングセンター
㊿	草加市旭町6-13-18	草加スイミングスクール
①	草加市松原1-2-15	コ・ス・パ草加松原24
②	三郷市上彦名232	ヒューマンスイミングスクール・みさと

市立小中学校、市、埼玉県設置のプール、市内及び市周辺民間プールの位置

（地図上の○は、おおまかな位置であり、正確な位置を示すものではありません）



②水泳授業受託について

10 ページ及び 11 ページに掲載の民間プールを対象に、水泳授業の受託の現状や、今後の可能性について以下の調査を行いました。

【調査期間】 令和6年10月16日～11月15日

【調査方法】 電話聞き取り

【調査項目】

ア 現在、水泳授業を受託しているか（している・していない）

イ 越谷市水泳授業の受入れの可否（可能・不可・今後検討）

（可能または今後検討の場合）

ウ プール施設の概要（距離・コース数）

エ 送迎バスの対応の可否

オ 受入れ可能な曜日・時間帯

カ 水泳指導（インストラクター対応）の可否

キ 監視員の可否

表 市内及び市周辺の民営プールの水泳授業受託の現状と今後の可能性

質問		回答	市内	市周辺	合計
ア	現在、水泳授業を受託しているか	している	2	3	5
		していない	7	7	14
イ	越谷市水泳授業の受入れの可否	可	6	6	12
		今後検討	2	1	3
		不可	1	3	4
「質問イ」において、受け入れ可と答えた施設への質問					
ウ	プール施設の概要 （距離・コース数）	2.5m×8コース	1	0	1
		2.5m×7コース	0	2	2
		2.5m×6コース	3	4	7
		2.5m×5コース	2	4	6
		2.5m×4コース	2	0	2
エ	送迎バスの対応の可否	可	8	4	12
		不可	0	3	3
オ	受入れ可能な曜日・時間帯 ※複数選択可	月	2	3	5
		火	2	1	3
		水	1	3	4
		木	0	2	2
		金	2	2	4
		午前のみ（営業前の時間帯）	1	3	4
		要相談	2	1	3
カ	水泳指導（インストラクター対応）の可否	可	8	7	15
		不可	0	0	0
キ	監視員の可否	可	8	6	14
		不可	0	1	1

5. アンケート調査

水泳授業の在り方の検討を進めるにあたり、児童生徒や保護者、教職員、地域の方の意見を参考とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

(1) 調査方法及び対象者等

①調査方法

Microsoft Forms によるオンライン回答

②調査対象者

- ア 児童生徒：小学校5・6学年、中学校1・2学年（市内公立小中学校）
- イ 保護者：小学校5・6学年、中学校1・2学年（市内公立小中学校）の保護者
- ウ 教職員：小学校関係教職員、中学校管理職・保健体育科教職員（市内公立小中学校）
- エ 学校運営協議会委員：市内公立小中学校学校運営協議会委員

③調査期間

令和6年2月16日～令和6年3月13日

※教職員 令和6年9月1日～9月30日（令和6年度の水泳授業実施後）

④回収状況

種別	対象者数	回答者数	回収率
児童生徒	11,534	7,873	68.3%
保護者	10,124	4,501	44.5%
教職員	796	651	81.8%
学校運営協議会委員	238	152	63.9%

(2) 調査結果

①概要

- ・現状の水泳授業について、児童生徒は楽しいと感じていますが、保護者は改善が必要と考えており、「泳法が身に付かない」ことは保護者・児童生徒とも不満の理由の上位になっています。
- ・民間プール活用について、いずれの対象者からも肯定的な意見が8割以上ありました。
- ・プールの共同利用については、教職員では7割以上が否定的意見でした。保護者は否定的意見が、学校運営協議会委員は肯定的意見が多くありましたが、いずれも大きな差はありませんでした。

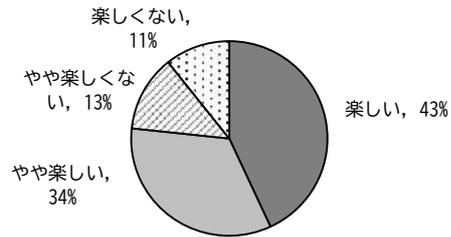
児童生徒

②対象者ごとの回答結果

ア. 児童生徒の回答結果

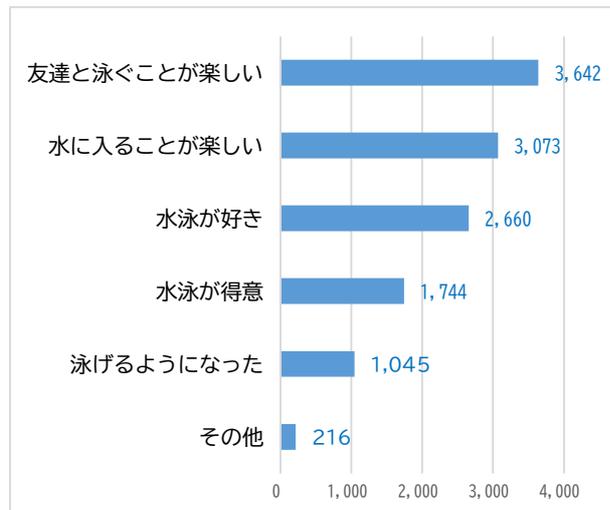
【質問】 現在の水泳授業について、どのように思いますか。

楽しい	3,392	合計 6,034
やや楽しい	2,642	
やや楽しくない	998	合計 1,839
楽しくない	841	
計	7,873	



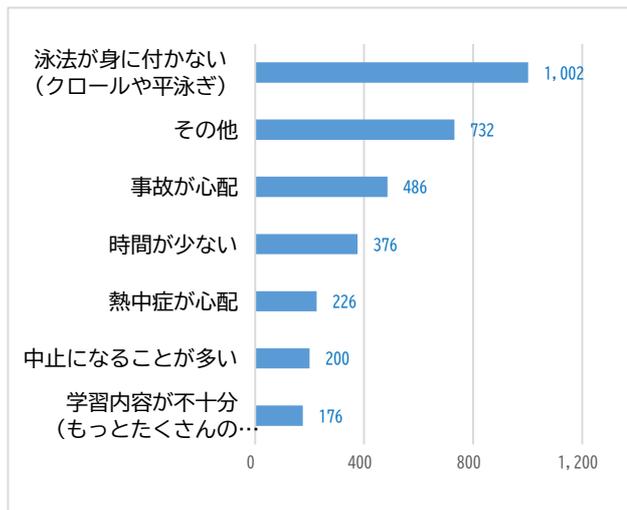
理由（複数回答可）

「楽しい」、「やや楽しい」



（その他）涼しい・気持ち良い、水泳を習っている・泳げるから、上達できた など

「楽しくない」「やや楽しくない」



（その他）泳げない・水泳が苦手、寒い・水が冷たい、水が汚い など

【質問】 水泳授業について、その他に何かご意見がありましたら、教えてください。（自由記述）

1,513 件の意見があり、趣旨ごとにまとめた結果、多かった意見は次のとおりでした。※数字は件数

- ・授業時間・日数が少ない、2コマ連続希望 239
- ・シャワー・プールの水が冷たい（温度を上げてほしい） 157
- ・室内（温水）プールが良い 145
- ・授業内容を易しく（自由時間、誰でもできる、休憩時間等） 126
- ・男女別授業にしてほしい（教員含む） 99
- ・水泳授業廃止（不要、事故の危険、やりたくない等） 78
- ・水が汚い、ごみ・虫など入っている 76
- ・施設（衛生）管理（きれいな施設で行いたい等） 68
- ・指導法への要望（泳げない人に丁寧に、指導者増やしてほしい等） 43
- ・水泳が好き・頑張る・無くさないでほしい等 39
- ・寒い（天候への配慮、体調不良への不安等） 39

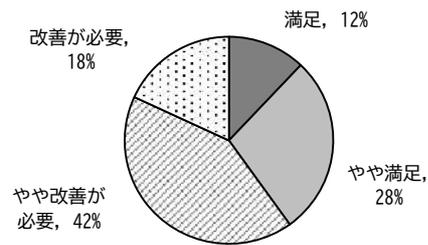
項目別に分けると、施設や設備について 560 件、指導方法について 419 件、授業の内容について 262 件、水泳授業そのものについて 168 件、着替え・準備等について 38 件、実施方法（委託・共同利用など）について 12 件、その他全般について 54 件でした。

保護者

イ. 保護者の回答結果

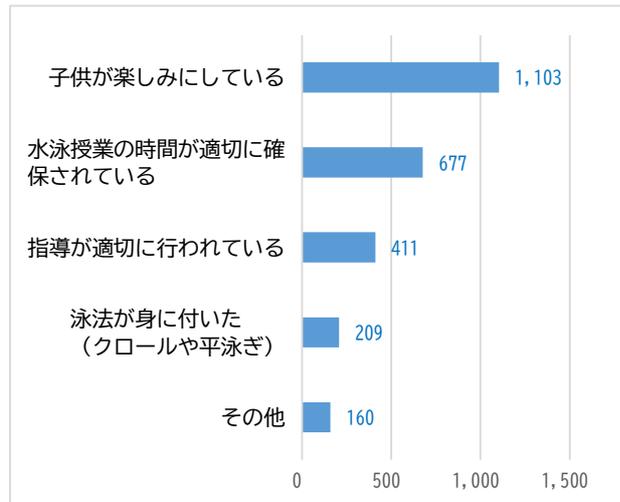
【質問】現在の水泳授業について、どのように思いますか。

満足	543	合計 1,805
やや満足	1,262	
やや改善が必要	1,880	合計 2,696
改善が必要	816	
計	4,501	



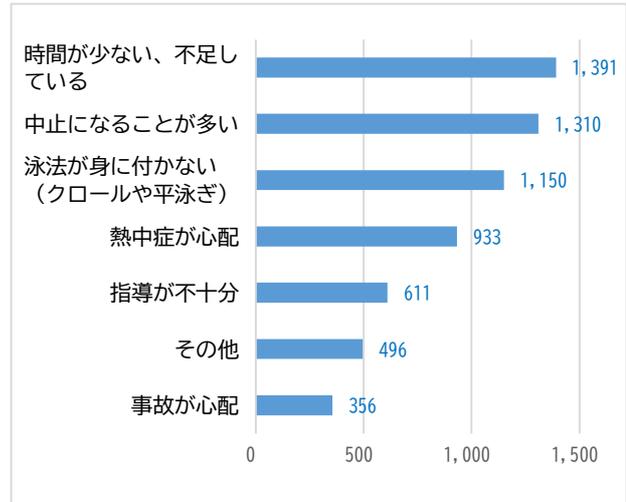
理由（複数回答可）

「満足」、「やや満足」



(その他) 時間・回数を増やしてほしい、水泳授業を受けていない、水泳なくても良い など

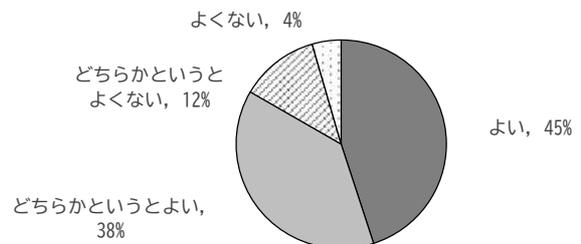
「改善が必要」、「やや改善が必要」



(その他) 衛生面に問題がある・心配、水泳授業必要ない、生理・見学への配慮不足 など

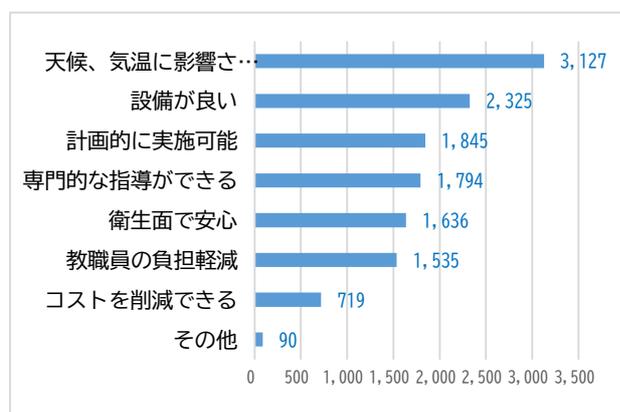
【質問】民間プールを活用することについてどのように思いますか。

よい	2,026	合計 3,752
どちらかというとい	1,726	
どちらかというとよくない	547	合計 749
よくない	202	
計	4,501	



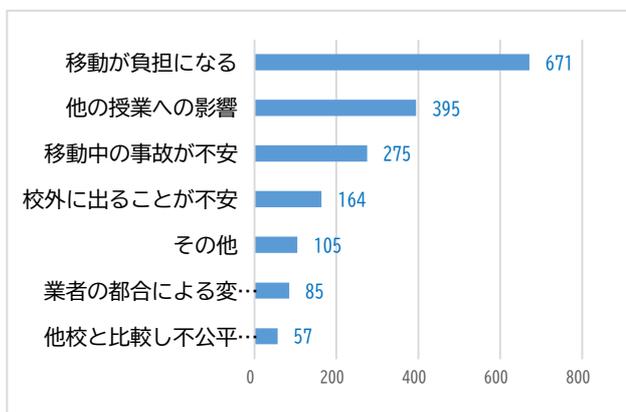
理由（複数回答可）

「よい」、「どちらかというとい」



(その他) 健康被害(日焼け、熱中症等)リスクが軽減される、移動方法などの課題解決は必要、不審者や覗き見の対策になる など

「よくない」「どちらかというとよくない」

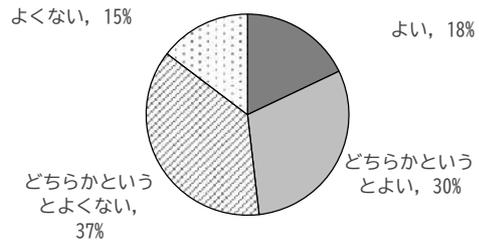


(その他) 水泳授業必要ない、委託してまで水泳授業しなくてよい、感染症・衛生面が心配 など

保護者

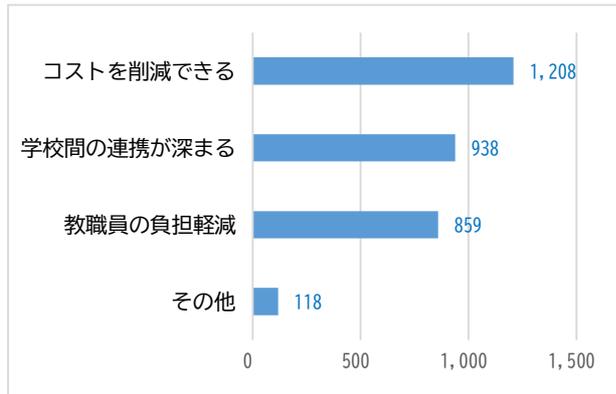
【質問】近隣学校(最も近くの学校)のプールを共同で利用することについてどのように思いますか。

よい	806	合計 2,169
どちらかというとい	1,363	
どちらかというとい	1,674	合計 2,332
よくない	658	
計	4,501	



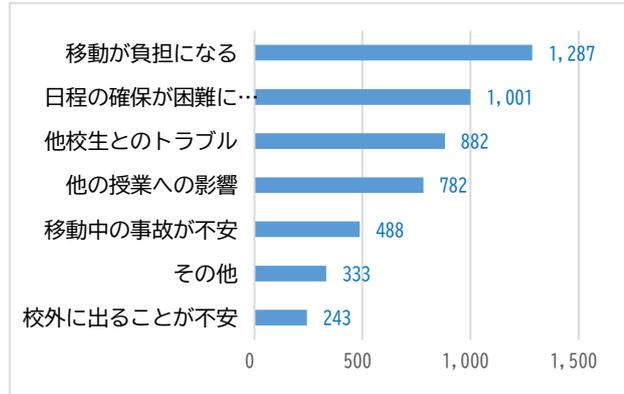
理由(複数回答可)

「よい」、「どちらかというとい」



(その他)水泳授業が確保できる・なくなるよりは良い、良い施設が使える、他校の子供・施設に触れることができる など

「よくない」「どちらかというとい」



(その他)利用者増による衛生面の悪化が心配、施設は同等のため天候影響を受けるなど課題が残る、感染拡大リスクや感染症の不安 など

【質問】水泳授業について、その他に何かご意見がありましたら、教えてください。(自由記述)

1,168件の意見があり、趣旨ごとにまとめた結果、多かった意見は次のとおりでした。※数字は件数

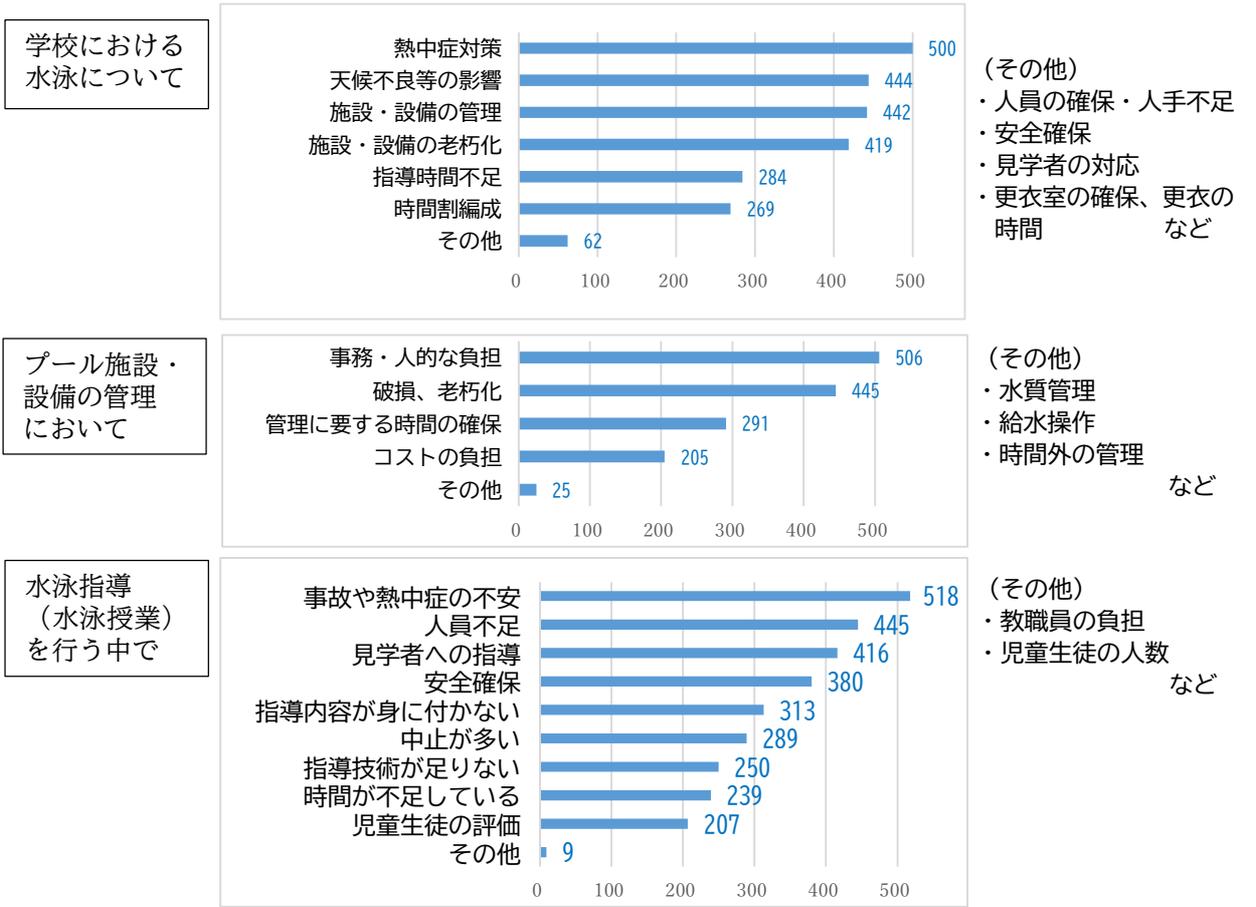
- ・水泳授業必要ない、再検討すべき 189
- ・民間委託すべき、民間委託に期待する 141
- ・(課題はあるが)水泳授業を継続してほしい 79
- ・授業回数少ない、中止が多い 76
- ・着衣水泳・水難事故防止教育を(泳法指導なくても) 73
- ・屋内(温水)プールを希望する 47
- ・泳げない子への指導・配慮を希望する 45
- ・夏休みプール開放をしてほしい 35
- ・見学者、生理への配慮が必要 31
- ・水着購入の負担(数回しか使用しない) 30

項目別に分けると、水泳授業そのものについて337件、授業の内容について205件、実施方法(委託・共同利用など)について199件、指導方法について138件、施設や設備について122件、着替え・準備等について82件、水泳授業の在り方検討・アンケートについて9件、その他全般について76件でした。

教職員

ウ. 教職員の回答結果

【質問】(下記項目について)課題と感ずるものは何ですか。(複数回答可)

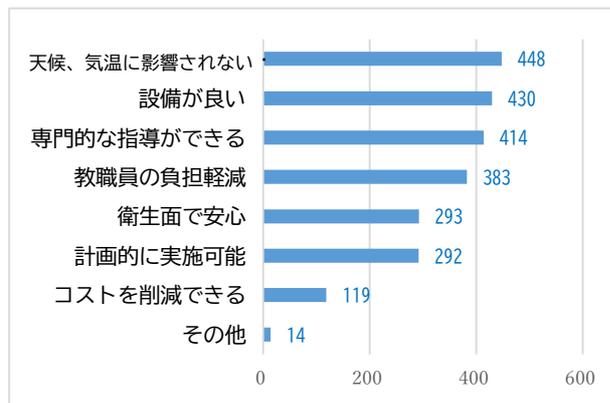


【質問】民間プールを活用することについてどのように思いますか。



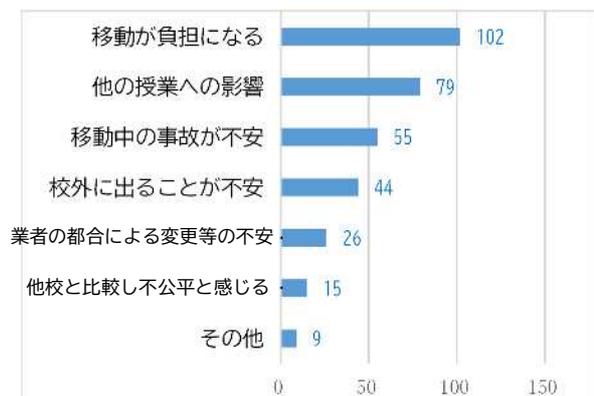
理由(複数回答可)

「よい」、「どちらかというといよい」



(その他) 良いと思うが課題・不安もある など

「よくない」「どちらかというといよくない」

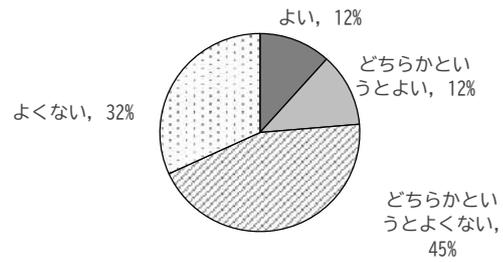


(その他) 移動の負担、他の授業への影響、移動中の事故の不安 など

教職員

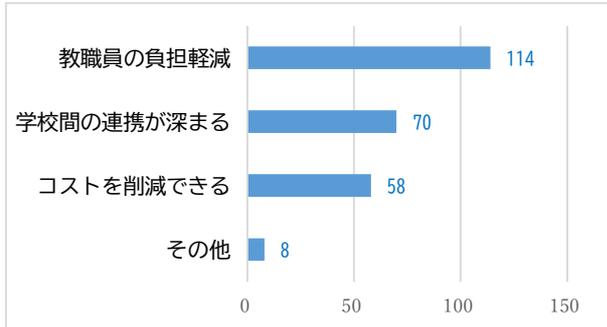
【質問】近隣学校(最も近くの学校)のプールを共同で利用することについてどのように思いますか。

よい	76	} 合計 154
どちらかというとい	78	
どちらかというとい	290	} 合計 497
よくない	207	
計	651	



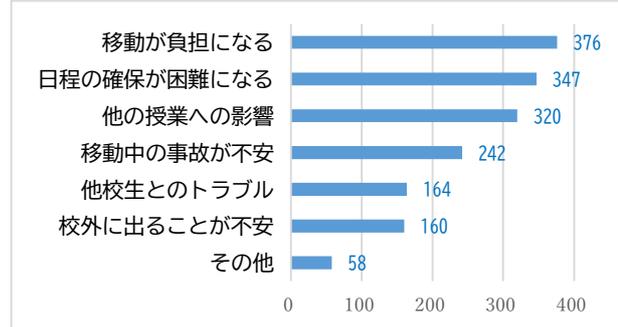
理由 (複数回答可)

「よい」、「どちらかというとい」



(その他) 良いと思うが課題もある(施設・移動時間・事故防止) など

「よくない」「どちらかというとい」



(その他) 負担が増す、事故発生リスク、移動の際の熱中症リスク、施設・水質管理、安全管理上の不安 など

【質問】水泳授業について、その他に何かご意見がありましたら、教えてください。(自由記述)

205件の意見があり、趣旨ごとにまとめた結果、多かった意見は次のとおりでした。※数字は件数

- ・民間委託を希望(安全面・指導面・設備面・泳力向上) 35
- ・天候不順により実施困難(暑さ等) 19
- ・老朽化により、施設が故障・破損、水質の悪化 15
- ・人員が不足(指導・安全確保等) 14
- ・教職員の負担 13
- ・安全面の不安・精神的な負担(指導者が少ない) 13
- ・プール管理は学校外が行う(事業者・市) 10
- ・水泳授業の廃止・継続困難 8
- ・絶対に必要なものではない 8
- ・熱中症の不安 8
- ・水泳授業の継続(水難事故防止) 7

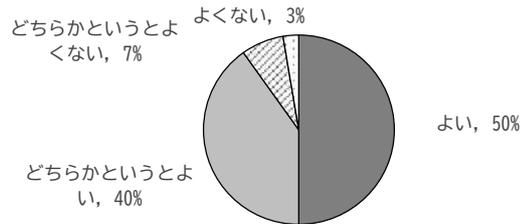
項目別に分けると、実施方法(委託・共同利用など)について47件、指導方法について27件、施設や設備について25件、水泳授業そのものについて30件、授業の内容について15件、その他全般について61件でした。

学校運営協議会委員

エ. 学校運営協議会委員の回答結果

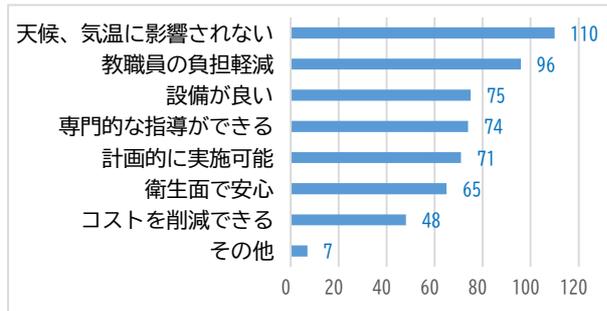
【質問】民間プールを活用することについてどのように思いますか。

よい	76	合計 137
どちらかというとい	61	
どちらかというとい	11	合計 15
よくない	4	
計	152	

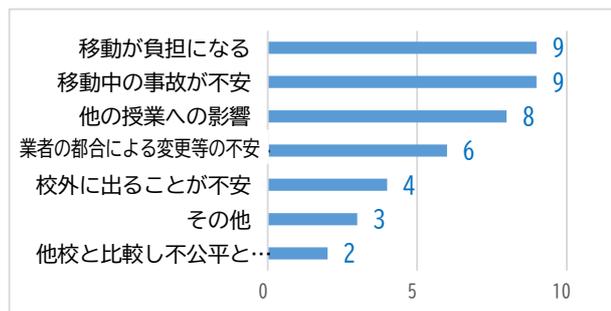


理由（複数回答可）

「よい」、「どちらかというとい」

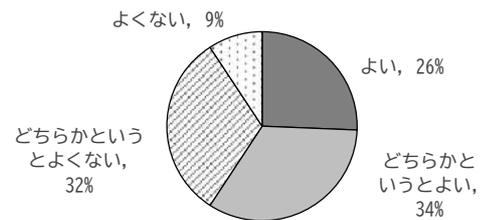


「よくない」「どちらかというとい」



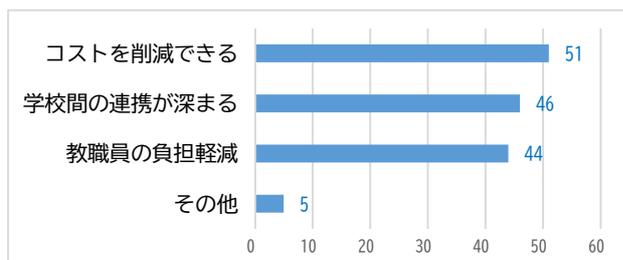
【質問】近隣学校(最も近くの学校)のプールを共同で利用することについてどのように思いますか。

よい	39	合計 90
どちらかというとい	51	
どちらかというとい	48	合計 62
よくない	14	
計	152	

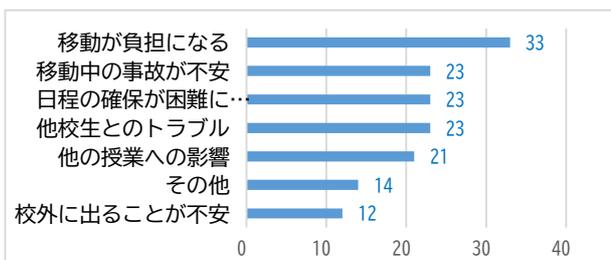


理由（複数回答可）

「よい」、「どちらかというとい」



「よくない」「どちらかというとい」



【質問】水泳授業について、その他に何かご意見がありましたら、教えてください。（自由記述）

91件の意見があり、趣旨ごとにまとめた結果、多かった意見は次のとおりでした。※数字は件数

- ・水泳授業は継続してほしい 21
- ・課題があるので、(必要性も含め)検討が必要 10
- ・民間委託の場合の課題(教員の役割、施設の安全性、指導内容、費用負担) 8
- ・着衣水泳・水難事故防止教育を(泳法指導なくても) 8
- ・民間委託の活用を 6
- ・安全確保を 3
- ・公共施設の活用を 3

項目別に分けると、水泳授業そのものについて36件、実施方法(委託・共同利用など)について22件、授業の内容について16件、指導方法について6件、施設や設備について3件、準備等について1件、水泳授業の在り方検討・アンケートについて2件、その他全般について5件でした。

6. 本市の水泳授業・プール施設等の主な課題

本市の水泳授業・プール施設等については、現状で様々な課題があります。主な課題としては、次の点があげられます。

主な課題	内 容
水泳授業の計画的な実施が困難	<ul style="list-style-type: none"> ・天候・水温・気温の影響を受けやすい ・猛暑による熱中症も懸念される
指導体制の確保・教職員への負担	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保のため監視者も必要であり、複数の教員が必要となる（小規模校では人員の確保が難しい） ・教職員が安全点検・日常管理・水質維持管理を行うため、多くの負担がある ・水泳授業実施日が減少しても、負担は変わらない
多くの学校でのプール施設老朽化・維持管理コストの負担	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数 30 年を経過した施設がほとんどで、順次、大規模改修や施設更新が必要となり、財政負担が懸念される ・保守点検・修繕費、薬剤・検査資材費、光熱水費などが毎年一定額必要である

今後、温暖化のさらなる進行や、人口減少に伴う児童生徒数の減少による学校の小規模化が想定されます。プール施設老朽化による大規模改修は、近年は毎年実施していますが、今後さらに増加していくものと思われます。また、教職員の負担軽減も社会的な課題となっています。

このような状況から、表に示した課題は、今後さらに深刻化していくと考えられます。「はじめに」でも記載したように、課題が顕在化しており、深刻化しつつあることから、早急に本市の水泳授業の在り方を検討する必要があります。

また、同様の課題に対して、全国及び埼玉県内の様々な自治体で新たな取組が進められています。第2章では、このような取組について例示します。

第2章 様々な取組事例

1. 全国における事例

以下の表につきましては、「学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集」（令和2年3月文部科学省大臣官房）に掲載されているプールに関する取組の内容をまとめたものです。

自治体名	取組の概要と財政的効果	課題
取組事例) 学校プールの共同利用		
茨城県 下妻市	・稼働率を基に必要プールを決定し、11校で保有していたプールについて、今後の必要数を5か所に集約する方針。 （財政的効果）整備・運営費を30年間で4.56億円削減。	・天候により授業実施日数が少なくなるおそれがある。 ・存続させるプールの大規模改修が早急に必要である。 ・プール廃止時期を決定する費用規模の検討に、バス移動費も想定する必要がある。
岡山県 倉敷市	・市内学校プールの長寿命化計画を策定するとともに、老朽化の著しい2校を共同利用することとし、1校のプールを廃止。 （財政的効果）長寿命化により40年間で94億円削減。	・バス移動を伴う場合は移動費用が必要であるため、児童生徒数の多い学校では慎重な検討が必要。 ・プール維持管理の負担が、共同利用する学校間で偏らないよう配慮・工夫する必要がある。
取組事例) 公営プールの活用		
愛知県 常滑市	・市内小学校プールを全廃し、市営温水プールまたは中学校プールに集約。 （財政的効果）全学校更新する場合と比べ、40年間で10億円削減。	・市営プール利用校間の調整が必要。 ・屋外プールを使う学校について、バス移動費を勘案し、天候不良等による予備日を設定する必要がある。 ・バス乗降場所や待機場所の確保。
取組事例) 民営プールの活用		
佐賀県 伊万里市	・老朽化した2校のプールについて、近くの民間プールを活用して、学校プールを廃止。 （財政的効果）大規模改修して使用し続ける場合と比較して、コストを抑制することができた。学校職員による管理が不要となり、見えないコストダウンを図れた。	・2単位時間連続で授業を行う工夫をしているものの、移動時間は必要であり、実質的な水泳時間が限られる。 ・教員とインストラクターが指導内容等について事前に打合せする必要がある。

2. 県内における事例

(1) 取組状況一覧

県内自治体の令和6年度における取組状況について、下記のとおり調査を実施しました。

① 調査方法

メール送付による調査

② 調査対象

県内63自治体の水泳授業所管部署

③ 調査期間

令和7年1月9日～令和7年1月30日

④ 集計結果（公表可能と回答のあった自治体）

回答自治体数：63（回答率100%）

学校数合計：小学校791校、中学校409校、義務教育学校3校：合計1,203校

県内自治体における取組状況等一覧表（令和6年度実績）

項目		実施自治体数	実施等率	実施校数	実施等率	備考
水泳授業の方針策定済		11	17.5%			
自 校 の プ ール 利 用 ★ 以 外	民間委託	36	57.1%	171	14.2%	(移動) 徒歩11件・バス35件 ★ ※越谷市含む
	うち、全校で実施	2	3.2%	38	3.2%	
	施設共同利用	9	14.3%	28	2.3%	(移動) 徒歩4件・バス5件 ★
	公営プール利用 ※	9	14.3%	20	1.7%	(移動) 徒歩6件・バス4件・自転車1件 ★
	水泳実技の廃止	12	19.0%	48	4.0%	廃止は中学校のみ
その他の取組	2	3.2%			(例) 拠点校にプール集約を検討	
プールを授業で使用していない自治体		43	68.3%	233	19.4%	
プ ール の 使 用 し て い な い ★	解体撤去(予定含む)	10	15.9%			
	そのまま残置	28	44.4%			
	他の用途に利用	7	11.1%			(例) 消防水利、ビオトープ、駐輪場、アーバンスポーツ活動場所として開放

★ 一つの自治体で重複の場合もあります。

※ 公設民営も含まれます。

- ・ 県内自治体では、民間委託を実施している自治体は半数以上ですが、自治体内の全ての小中学校で実施している学校は、まだ少ない状況です。
- ・ 施設共同利用、公営プール利用を行っている自治体、水泳の実技を廃止している自治体はいずれも2割以下で、学校数としては全て合わせても約8%です。
- ・ 水泳実技が廃止されているのは中学校に限られており、その場合も座学は行っています。
- ・ 使用しなくなったプールは、そのまま残している自治体が約半数です。消防水利に利用している自治体が比較的多くみられます。

(2) 取組事例

県内自治体の先進的な取組事例を抜粋し、紹介します。なお、本市では、モデル事業の実施にあたり、春日部市の協力により、春日部市立藤塚小学校（民間委託）の視察をしました。

①春日部市 藤塚小学校（民間委託）※令和5年3月「春日部市学校プールの効率的利用に関する方針」より

(実施に至る経緯)

藤塚小では、学校プール老朽化により改修が必要となった。施設改修と民間施設活用で比較・検討を行った結果、令和元年度から水泳授業の民間委託を実施している江戸川小中で児童・教職員・保護者にも総じて好評であったことから、藤塚小においても、プールの改修を行わず、委託により授業を行うこととした。

(目的)

水泳授業を民間の水泳施設を活用して実施し、専門家による効果的な指導により、特色ある教育環境の充実を図る。

(実施対象)

小学校1年生～6年生

(実施場所)

東武スポーツクラブ プレオンせんげんだい（令和3年度～）

(実施期間)

令和3年6月1日～令和3年10月26日の火曜日（休館日）

令和4年5月31日～令和4年10月18日の火曜日（休館日）

(委託内容)

○民間プール施設において水泳授業の指導を実施する。

- ・1～2年生…45分×9回（うち1回は着衣水泳）
- ・3～6年生…70分×5回、45分×1回（うち45分×1回は着衣水泳）

○受注者が手配するバスにより学校と民間プール施設間の送迎を行う。

(授業当日のタイムスケジュール)

- ・通常授業は、45分授業（1～2年生対象）と70分授業（3～6年生対象）の組み合わせで2パターン、さらに着衣水泳授業のパターンの計3パターンで計画して実施
- ・午前に1・2校時、3・4校時を利用して計2回、午後に5・6校時を利用して1回、水泳授業を実施

【越谷市視察概要】

視 察 日 時	令和5年5月30日（火）13:00～15:00
視 察 場 所	春日部市立藤塚小学校、東武スポーツクラブ プレオンせんげんだい店
参 加 者	越谷市教育委員会指導課長 指導課主任指導主事
視 察 概 要	令和5年度の1回目の授業を見学。学校からの移動、施設到着後の更衣～授業、授業終了後の動き、安全確保の状況などを確認。

②ふじみ野市 全小中学校（民間委託）※令和5年度公表資料より

（実施概要）

- ・令和5年度は9小中学校で実施、令和6年度から市内全小中学校（19校）へ拡大
- ・市内及び近隣市の民間5施設へ、複数の学校（2～6校）が割り当てられる
- ・小学校2校・中学校1校は、施設まで徒歩移動。その他16校は貸し切りバスでの移動
- ・実技指導は教員が行い、監視員や補助員をつける

③和光市 広沢小学校・第二中学校（公営プール）※令和6年度公表資料を編集

（利用施設）

和光市民プール（屋内温水プール 25mプール 可動床）※公設民営式

（利用時間）

6・7・9月の平日午前中（学校利用日の一般利用は13：00～）

（位置関係）

広沢小学校はプール敷地に隣接、第二中学校は、小学校を挟んで近接

④加須市 市内小中学校（民間委託・共同利用その他）※令和5年度公表資料を編集

（取組の理由・内容）

水泳指導の民間委託を、令和4年度から市内2校をモデル校として実施した。その結果、水泳指導の専門家から指導を受けることで短期間による水慣れや泳力の向上、教員の指導力向上が図られるとともに、水質維持に係る担当職員の負担が軽減されるなど民間委託のメリットが大きいことを確認した。このことから、民間委託の拡大を図るため、令和3年2月に策定した「小中学校水泳授業の見直しの方針」を変更し、令和6年度は6校において民間委託を実施する。なお、今後学校プールの修繕の必要性に応じて、毎年、翌年度の民間委託校について検討することとしている。

（小中学校水泳授業の見直しの方針の概要）

方針Ⅰ 小学校はプールを使用した水泳授業を実施し、中学校は取り止める

- ①事故防止に関する「心得（座学）」は、小・中学校全ての学校で実施する。
- ②小学校のプールを使用した水泳授業は継続する。
- ③中学校のプールを使用した水泳授業は、令和3年度から取り止める。

方針Ⅱ 小学校は民間スイミングスクールプールの利用を進める

- ①民間スイミングスクールプールを利用して水泳授業を実施する。
- ②小学校プールを共同利用して水泳授業実施する。
- ③自校の小学校プールを利用して水泳授業を実施する。

第3章 本市における民間プールを活用したモデル事業の実施と検証結果

1. モデル事業の内容

(実施対象校) 越谷市立大袋小学校

(対象児童数)

第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
95名	74名	84名	78名	81名	89名

※特別支援学級児童数も含んでいます

(実施期間) 令和6年5月7日～令和6年7月16日

(授業概要)

- ・全学年（特別支援学級含む）60分の授業を4回実施（学校で行う授業の2時間に相当）。

※移動時間及び着替え等準備、片付けに要する時間は指導時間に含めない

業前	1時間目	2時間目	業間	3時間目	4時間目
	8:35～ 9:20	9:30～ 10:15		10:35～ 11:20	11:30～ 12:15
	移動 着替え	水泳指導 60分	着替え 移動	移動 着替え	水泳指導 60分

- ・委託業者のマイクロバスに乗り、民間水泳施設へ移動する。
- ・泳力別に最大5グループに分け、教員3名とインストラクター5名で指導。別途監視員1名を配置。
- ・授業の評価は教員が行う。見学者は見学スペース（健康状態問題ない場合、プールサイド）で見学。

(契約金額) 5,679,520円

(委託業者) ㈱イナホスポーツ スウィン越谷スイミングスクール



2. 効果検証

(1) アンケート調査

①調査方法

Microsoft Forms によるオンライン回答

②調査対象者（いずれも大袋小学校）

- ア① 1・2学年児童
- ア② 3～6学年児童
- イ 保護者
- ウ 教職員：関係教職員
- エ 学校運営協議会委員

③調査期間

令和6年7月16日～令和6年7月31日

④回収状況

種別	対象者数	回答者数	回収率
1・2学年児童	169	165	97.6%
3～6学年児童	348	283	81.3%
保護者	400	200	50.0%
教職員	25	23	92.0%
学校運営協議会委員	5	5	100.0%

⑤調査結果

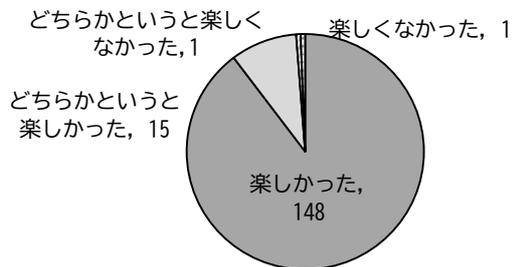
(概要)

- ・民間プール活用について、保護者の99%、教職員の100%が肯定的な意見でした。また、全回答者の97%が、取組の継続を希望していました。
- ・取組の反応として、児童・保護者の99%から「楽しんだ（楽しめた）」の回答があり、学習内容について、96%の児童から「分かりやすかった」の回答がありました。また、3年生以上の児童の91%から「泳ぎが上達した」、教職員の100%から「泳力が向上した」との回答がありました。
- ・施設については、児童の96%から「泳ぎやすかった」の回答があり、保護者や教職員の自由記述の回答でも、「環境が良好であった」「施設が充実していた」などの回答がありました。
- ・一方で、デメリットや課題として、移動の負担や事故の不安、道路混雑による時間の遅れ、民間事業者との連携・打合せなどが挙げられていました。

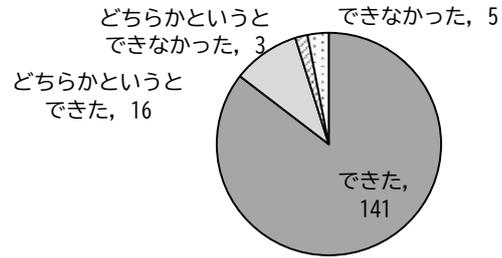
(対象者ごとの回答結果)

ア①. 1・2学年児童の回答結果

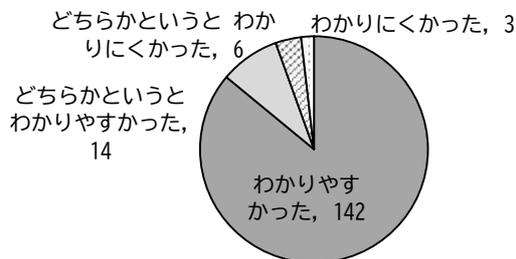
【質問】みずあそびは たのしかったですか。



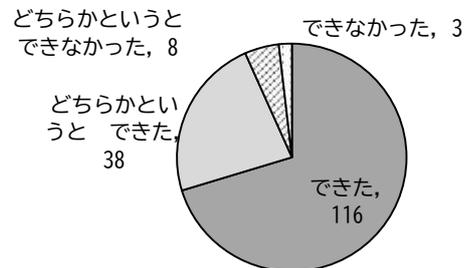
【質問】たくさん みずあそびが できましたか。



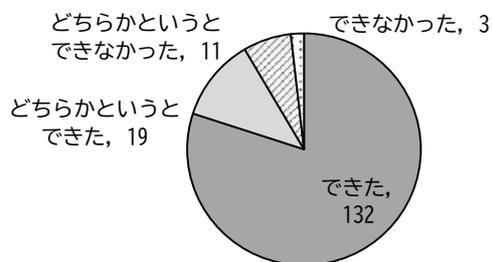
【質問】がくしゅうは わかりやすかったですか。



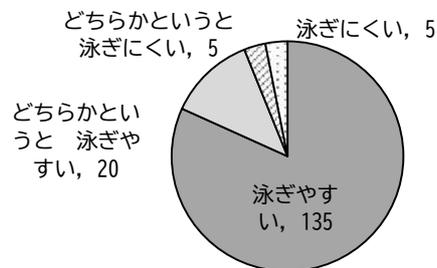
【質問】あそびかたのくふうを することが できましたか。



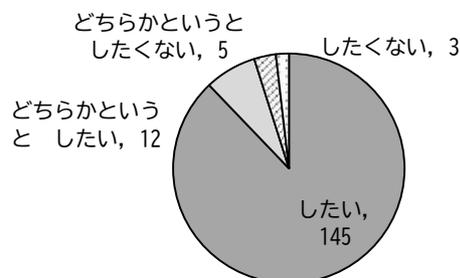
【質問】すすんで とりくむことが できましたか。



【質問】プールは およぎやすかったですか。



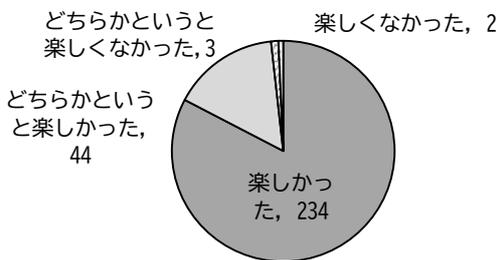
【質問】また おなじプールで がくしゅうを したいですか。



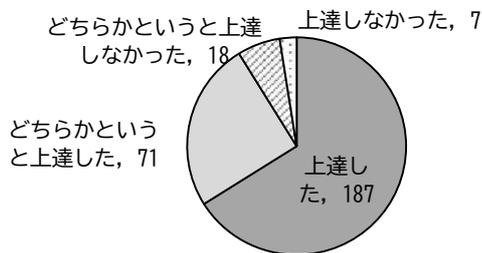
3～6 学年児童

ア②. 3～6 学年児童の回答結果

【質問】水泳授業は楽しかったですか。

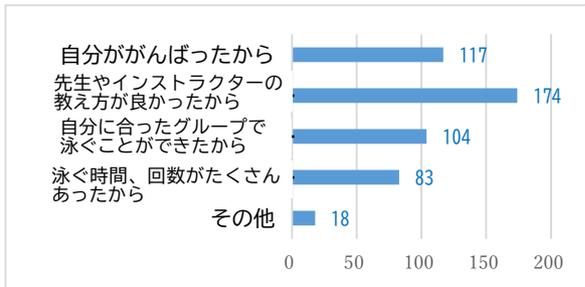


【質問】水泳授業で泳ぎが上達しましたか。

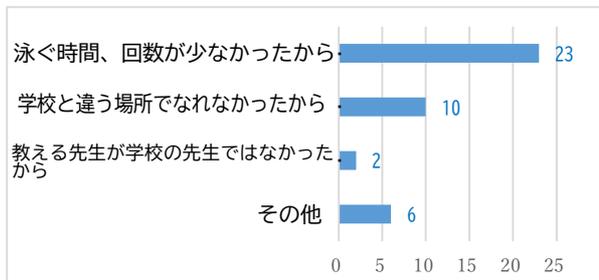


理由（複数回答可）

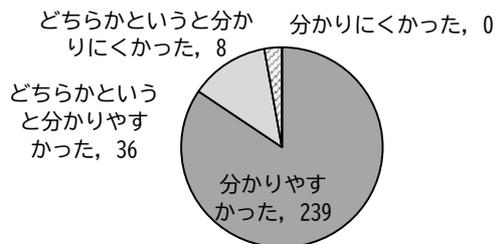
「上達した」「どちらかという上達した」



「上達しなかった」「どちらかという上達しなかった」

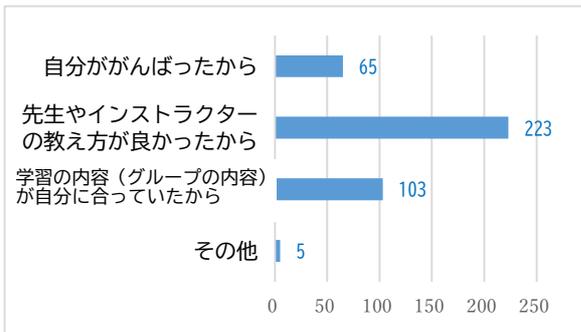


【質問】授業は分かりやすかったですか。

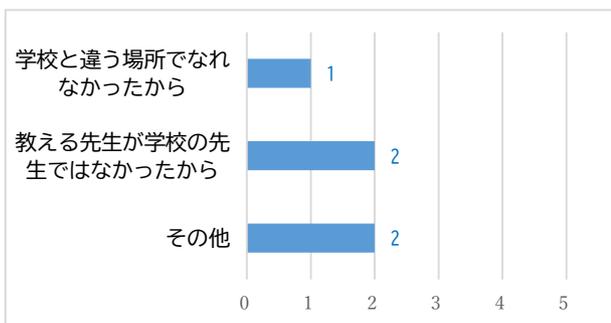


理由（複数回答可）

「分かりやすかった」「どちらかという分かりやすかった」

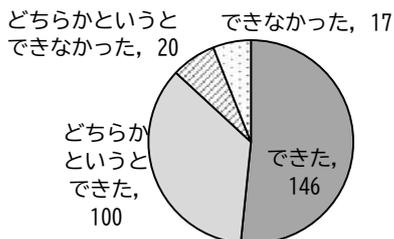


「分かりにくかった」「どちらかという分かりにくかった」

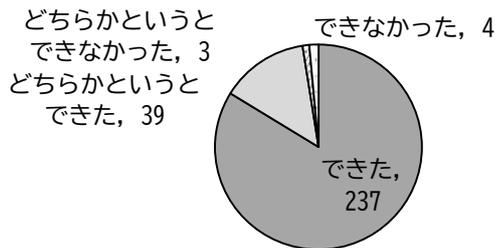


3～6学年児童

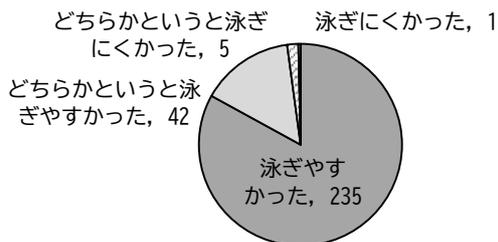
【質問】自分や友達の課題や良さを見つけたり、伝えたりできましたか。



【質問】水泳授業に積極的に取り組むことができましたか。

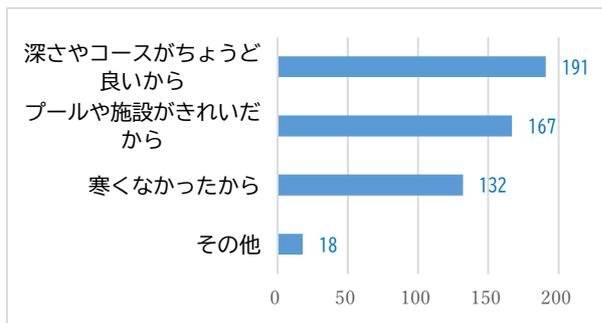


【質問】学校のプールと比べて泳ぎやすかったですか。

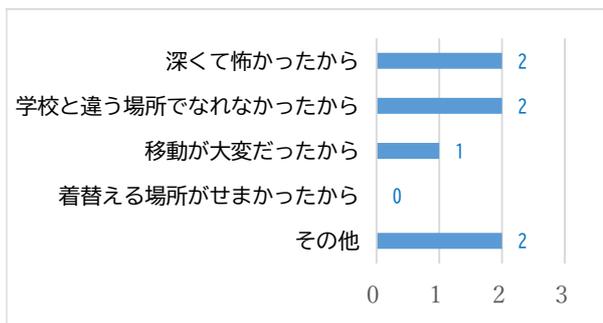


理由（複数回答可）

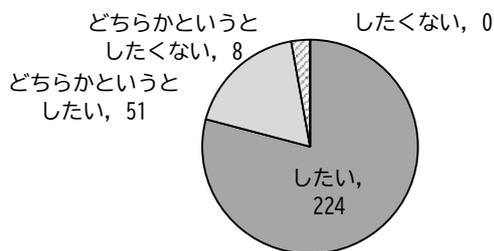
「泳ぎやすかった」「どちらかという泳ぎやすかった」



「泳ぎにくかった」「どちらかという泳ぎにくかった」



【質問】また同じプールで授業をしたいですか。



【質問】（あれば教えてください）こまったことはありましたか。（自由記述）

32件の意見があり、趣旨ごとにまとめた結果、複数意見は次のとおりでした。

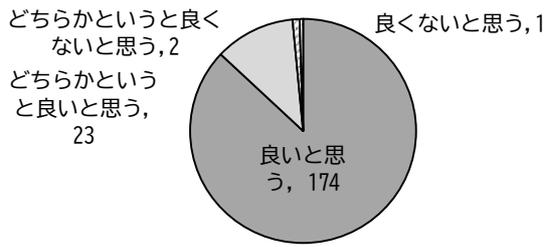
- (5件) 回数（時間）が少なかった
- (3件) プールの水を飲みこんでしまった／バス内環境の改善（うるさい・狭い・席順）／水深が浅い・深い
- (2件) 着替えの時間が短い／（グループの）授業内容が難しかった

項目別に分けると、時間・回数について8件、指導内容等について6件、施設や設備について4件、その他全般について7件でした。

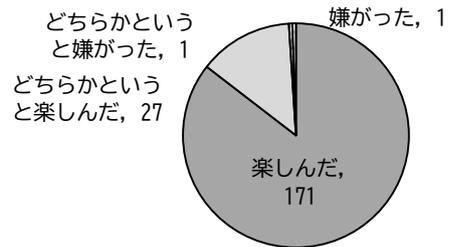
保護者

イ. 保護者の回答結果

【質問】 民間プールを活用することについて

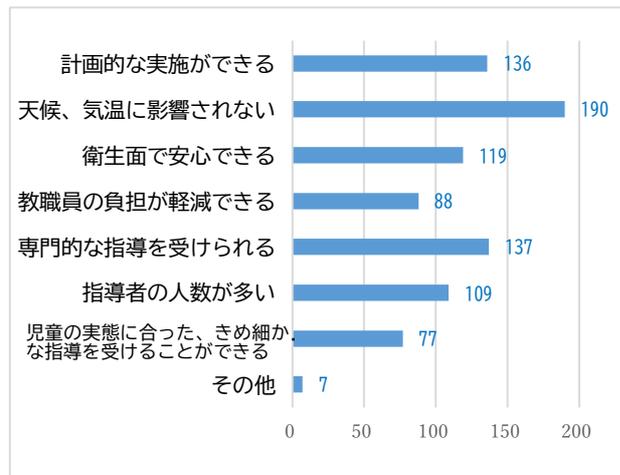


【質問】 お子様の水泳授業への反応について

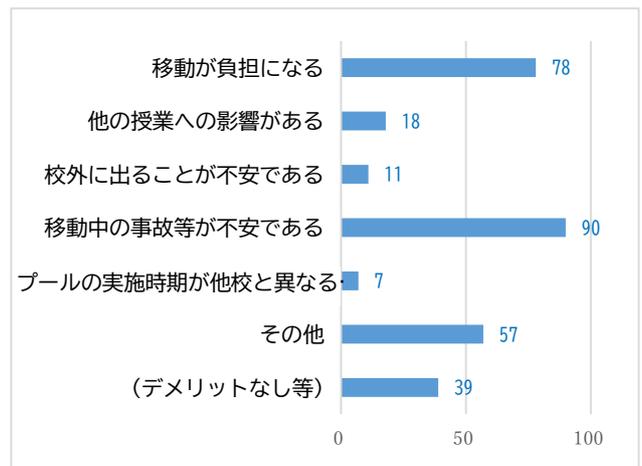


【質問】 民間プール活用のメリット/デメリットについて (複数回答可)

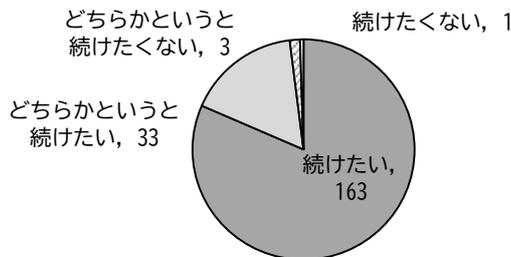
メリットについて



デメリットについて



【質問】 今後も民間プールの活用を続けたいか



【質問】 民間プールについてのご感想・ご意見があればご記入ください。(自由記述)

104 件の意見があり、趣旨ごとにまとめた結果、多かった意見は次のとおりでした。 ※数字は件数

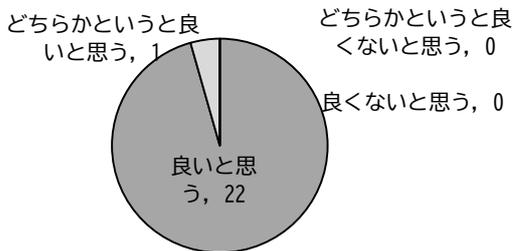
- ・ 授業時間や実施回数を増やして欲しい (4回は少ない) 15
- ・ 良好な環境 (水質、熱中症・日焼けの心配なく) 水泳ができ良かった 14
- ・ 専門的な指導が受けられた、泳力が向上した 12
- ・ 指導者 (見守りの目) が多く安心 6
- ・ 計画どおり実施でき良かった 6
- ・ 子供が楽しめた 5

項目別に分けると、授業の内容について 30 件、指導方法について 28 件、施設や設備について 16 件、実施方法について 13 件、着替え・準備等について 6 件、水泳授業そのものについて 1 件、その他全般について 10 件でした。

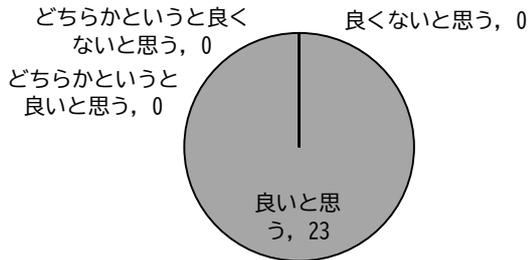
教職員

ウ. 教職員の回答結果

【質問】水泳授業の民間プール活用について



【質問】民間のインストラクターの水泳指導について



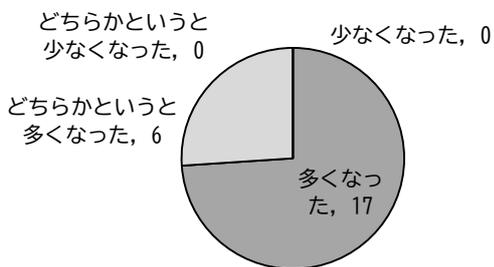
【質問】民間プール活用における成果について（自由記述）

児童の泳力が（学校授業より）向上した	11	天候に左右されず計画的に実施できた	2
専門的な指導を受けることができた	7	指導力が向上した	2
教職員の負担が軽減できた	4	能力別指導により、児童がのびのび学習できた	1
見守りの目が増え安全が確保できた	3	児童が満足感を持てた	1
指導者の数が増え、細かい指導ができた	2		

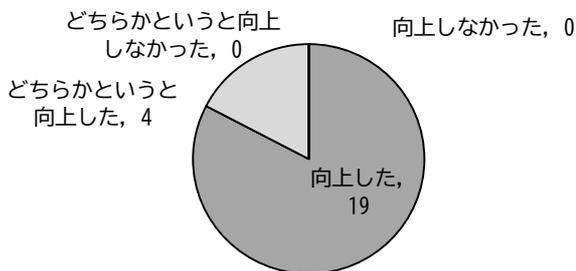
【質問】民間プール活用における課題について（自由記述）

移動時間、タイムスケジュール、運動時間確保	8	見学者対応	2
民間事業者との連携・打合せ	5	忘れ物、遅刻者の対応	2
教員の分担区分、配置	3	評価方法	2
限られた回数での泳力検定・安全確保指導が困難、時間数増の検討	3	教員が見られないグループが生じる	1
（低学年の）「水遊び」の充実	2	民間事業者が変わった際に負担が増える	1

【質問】児童の運動量について

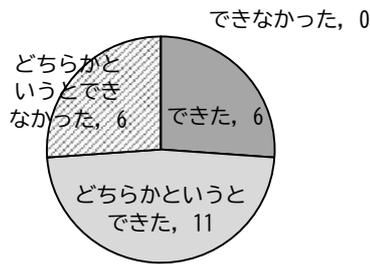


【質問】児童の泳力が向上したか（知識及び技能）

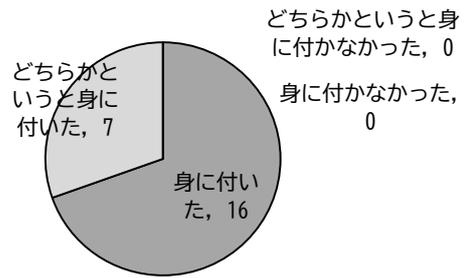


教職員

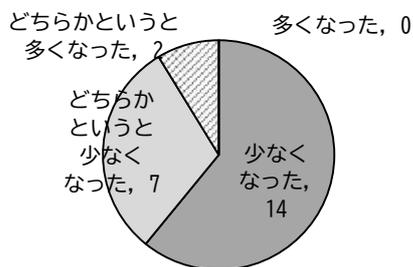
【質問】児童が課題を見付けたり、伝えたりすることができたか。(思考力・判断力・表現力等)



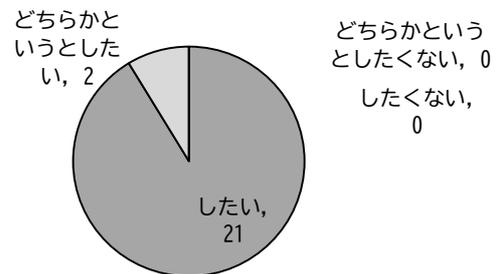
【質問】児童の主体的に学習に取り組む態度が身に付いたか(学びに向かう力、人間性等)



【質問】教職員の負担について(指導面・管理面)



【質問】今後も民間プールを活用したいか



【質問】移動、施設について(自由記述)

施設が充実、整っていて良かった	6	天候、気温を気にせず水泳授業ができた	2
移動が忙しかった、手間がかかった	4	水質が良好であった	2
道路の混雑や着替え状況により時間が読めないないことがあった	3	子供たちはバス移動も楽しんでいた	1
安全、スムーズに移動ができた	3	移動時間は10分以内が良い	1
		更衣室がもう少し広いと良い	1

【質問】民間プールについてのご感想・ご意見があればご記入ください。(自由記述)

25件の意見があり、趣旨ごとにまとめた結果、複数意見は次のとおりでした。※数字は件数

- ・児童に有意義であった、充実した学習ができた 6
- ・取組の継続を希望 5
- ・負担が軽減された 3
- ・専門の指導に触れ指導力が向上した 3
- ・民間プール活用を他校にも広げて欲しい 2
- ・良い取り組みだった 2

項目別に分けると、実施方法について9件、授業の内容について6件、指導方法について5件、その他全般について5件でした。

エ. 学校運営協議会委員の回答結果

【質問】 民間プールを活用することについて

よい … 3名

(理由)

- ・天候に左右されず、全4回の授業がすべて実施できた。
- ・監視できる大人が増えることが安心できる。
- ・児童・保護者から9割以上、教職員からすべて肯定的な意見であったため。

どちらかというといよい … 2名

(理由)

- ・施設の充実や多くの専門スタッフの指導が得られ、民間ならではの多様な柔軟な水泳授業が提供されているということに安心した。
- ・施設の維持管理や教員の負担軽減や安全管理の下で実施できる。

どちらかというといよくない… 0名

よくない … 0名

【質問】 民間プール活用の成果について (自由記述)

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理のコスト削減 ・教職員の負担軽減 ・安全な施設での実施 ・確実な実施による水難事故の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な水泳指導が受けられる ・学校外の施設を使用する楽しさを味わえる ・計画的な授業の実施 ・良好な環境 |
|--|---|

【質問】 民間プール活用の課題について (自由記述)

- ・移動による負担 (時間的、心理的)
- ・不測の事態の際の対応
- ・移動の際の安全対策・事故対応
- ・回数の制限

【質問】 今後の水泳授業について (自由記述)

- ・民間プールを利用する事で、泳力向上と、安心・安全な授業を行ってほしい。
- ・着衣水泳を実施してほしい。
- ・水難事故について、口頭での注意だけではなく、ビデオ教材などを使った授業もあつたら良いのではないかと。
- ・屋内プールであれば季節にとらわれずに泳力向上を目指せるので、今回の移動時間を穴埋めする分として、あと1回授業回数を増やすことも視野に検討してほしい。(移動時間に対する補習授業の計画策定、教育委員会へ予算計画の見直し依頼)
- ・市内で最初にできたプールであり、さみしさはあるが、今後、民間プールの活用にあたっては、十分に安全な授業ができるよう望んでいる。
- ・「民間プールの活用」が、児童にとって泳力向上に繋がることを望む

(2) 委託事業者への聞き取り

・事業を終えた感想

大袋小学校の子どもたちとたくさんコミュニケーションをとりながら、授業を実施することができた。

・課題としてあげられた点

初回だけ先生方との連携に課題も感じたが、2回目以降は連携しながら授業が実施できた。

・改善提案の内容

次年度も年度当初に教職員との打ち合わせや資料等の共有を行い、連携がスムーズになるようにする。大袋小学校では令和6年度に民間プール活用の経験をしているので、同じ事業者へ委託した場合、施設の環境が把握できており、よりスムーズに実施できるのではないかと。

3. 成果と課題

(1) 成果

モデル事業における水泳授業は、予定どおり実施され、事故等もなく終了することができました。

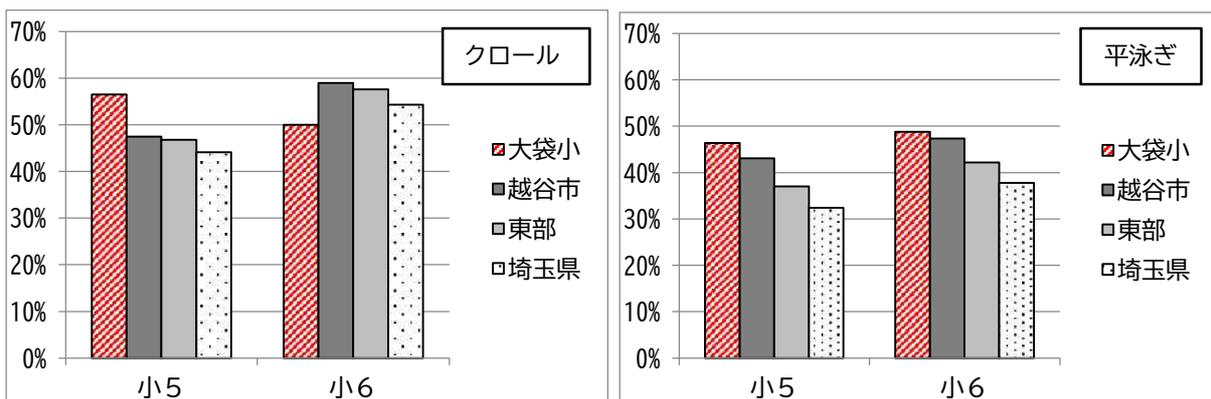
アンケート結果では、児童・保護者・教職員いずれからも、民間プールの活用及び取組の継続について肯定的な回答が多数ありました。また、「わかりやすかった」「泳ぎが上達した」「教職員の負担が少なくなった」「専門の指導に触れ、指導力が向上した」「見守りの目が増え安全性が向上した」などの回答も多く、民間委託により一定の効果が得られたと考えられます。

児童の泳力等については、事業実施後の調査において、25m以上泳げる児童の割合が、6年生のクロール以外はすべて本市、東部管内及び県よりも高い結果となりました。また低学年では水遊びを通して水に慣れること、潜ることができるようになった児童が増えたり、中学年では水に浮くこと、バタ足で泳ぐことができる児童が増えたりするなど、技能を向上させることができました。

表 小学校5・6年生 25m以上泳げる児童の割合

	クロール		平泳ぎ	
	小5	小6	小5	小6
大袋小学校	56.5%	50.0%	46.4%	48.8%
越谷市	47.5%	59.0%	43.1%	47.3%
東部	46.8%	57.6%	37.0%	42.2%
埼玉県	44.1%	54.3%	32.4%	37.8%

※本市及び東部教育事務所管内、県の数値は男女を平均した数値です。



(2) 課題

本事業では、学校と施設の移動や、施設内での更衣など、水泳授業前後の移動や準備が課題として挙げられます。バスでの移動については、交通混雑の影響による遅れがありました。また、更衣や準備については、事業開始当初、児童が不慣れなことから時間を要することがありました。

今後、より安全で交通渋滞等を避けられる経路を検討していくとともに、児童がスムーズに更衣や準備ができるように、学校と事業者との連携を図っていきます。

また、アンケートからは次のような要望もありました。

- ・授業の回数を増やしてほしい。(児童・保護者)
- ・事業者と学校の連携を図りやすくしてほしい。(教職員)
- ・事業者が変わることが不安である。事業者の選定方法についても検討してほしい。(教職員)

第4章 今後の取組に向けての検討

1. 各取組の比較

本章では、事例に挙げた取組について、施設の更新や維持管理、水泳授業の実施にあたってのコストや、メリット・デメリットをそれぞれ想定しました。なお、プールの耐用年数は、文部科学省が示す「補助事業により取得した財産の処分制限期間」や、総務省が示す基本耐用年数より、30年とします。

(1) 自校屋外プールによる水泳授業実施の場合

コストについて

プール建設・維持管理にかかる費用については、プールの解体・建設費のほかに、第2章で述べたように、保守点検や水質維持、光熱水費、修繕費なども必要となります。なお、解体・建設費については、令和4年度に試算した、プールの解体工事費及び建設工事費を参考とします。

表 自校プールの更新・維持管理に係る1校あたりの年間費用

プール解体工事費 (①)	RC造, プール床面積 573.39 m ² , 付属棟床面積 93 m ²	34,300,000 円
プール建設工事費 (②)	ステンレス槽, プール床面積 710 m ² , 付属棟床面積 140 m ²	303,050,000 円
更新に要する費用 (③)	①+②	337,350,000 円
1年当たりの更新費用 (④)	③÷30 (年)	11,245,000 円
1校・1年当たりの維持管理費 (⑤)	8 ページ参照	1,185,453 円
年間コスト	④+⑤	12,430,453 円

主なメリットとデメリット (課題) について

屋外型プールは従来から授業実施にあたり天候の影響を受けてきましたが、近年は猛暑による熱中症の対応により、授業ができなくなることも増えています。

メリット	デメリット (課題)
<ul style="list-style-type: none"> ・移動時間がかからず、敷地外に出ないことから安心である ・緊急時に、すぐに職員室や保健室に連絡し、対応することができる。 ・防火水槽の役割も兼ねている ・他の学校や事業者との調整が不要である 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業実施が天候に左右され、計画的な実施が難しい ・中長期的には改修や更新が必要であり、毎年の維持管理にも費用がかかる ・教職員が複数人で指導にあたる体制が必要である ・費用面以外にも、施設や水質の維持管理のための教職員の負担が大きい ・敷地または校舎の一定面積を占有している

(2) 民間委託による水泳授業実施の場合

コストについて

民間委託の場合、インストラクターの指導料、施設利用料等のほか、バス移動の場合はバスの経費も必要となります。令和6年度モデル事業における委託料を下表にまとめました。

(条件)

指導対象：児童501人（学年ごと指導・特別支援学級は1学年として実施）

年間授業時間：60分を4回

人員配置：インストラクター5人、監視員1人 ※教員もインストラクターとともに指導

バス移動：送迎用バスを事業者が手配

表 令和6年度モデル事業（小学校）の年間費用

施設使用・指導費用	501人（全児童）×4回	3,607,200円
安全管理監視員費用	監視員1名×7学年（特支含む）×4回	56,000円
施設費	施設・バス管理	1,500,000円
消費税		516,320
年間コスト		5,679,520円

主なメリットとデメリット（課題）について

第1章4(2)に掲載しましたが、民間水泳施設で水泳授業の受託が可能な市内・市周辺事業者は、16者でしたので、現状では市内全ての学校での民間委託活用は難しい状況です。

メリット	デメリット（課題）
<ul style="list-style-type: none"> ・屋内温水プールのため、天候に左右されず計画的に授業を実施できる ・屋内で水温管理もされ、快適に水泳ができる ・インストラクターの指導により専門的な水泳技術を学ぶことができる ・プール管理の負担が軽減できる ・自校施設利用よりコストが低減できる ・プールを解体後、跡地を有効活用できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校から施設までの移動時間がかかる ・校外への移動の誘導・安全確保が必要になる ・事業者と授業内容や実施時間割の調整が必要になる ・プール跡地の管理または解体が必要になる ・プールを解体した場合、防火水槽設置が必要な場合がある ・近隣に民間施設がない場合、実施できない

(3) 施設共同利用による水泳授業実施の場合

共同利用を行う場合、屋外型プールでは天候等の影響を受け、複数校の利用が困難となるため、ここでは屋内型プールを想定し、他自治体の小中一貫校の事例を参考としました。また、共同利用の対象を3校とし、徒歩移動を想定しています。

コストについて

【施設共同利用（3校想定）における更新・維持管理に係る1校あたりの年間費用】

プール解体工事費(①)	「自校プール建設・維持管理」での試算額	34,300,000円
プール建設工事費(②)	屋内、建物床面積959㎡、可動床、付属施設含む	561,570,000円
1校・1年当たりの更新費用(③)	(①+②)÷3 ※3校共同利用	198,623,333円
1校・1年当たりの更新費用(④)	③÷30(年)	6,620,777円
1校・1年あたりの維持管理費(⑤)	8ページ参照	1,185,453円
年間コスト	④+⑤	7,806,230円

主なメリットとデメリット（課題）について

メリット	デメリット（課題）
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の建設・維持管理のコストが低減できる ・非設置校における施設や水質の維持管理等の負担が軽減できる ・学校間の連携が深まる ・非設置校はプール解体後、跡地を有効活用できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・他校と授業日程やカリキュラム編成等の調整が必要になる ・設置校までの移動時間がかかる ・小学校、中学校間で共同利用する場合は、深さ等の構造が異なることから、特に安全性を確保する必要がある ・校外への移動の手段・安全確保が必要になる ・施設や水質の維持管理等の負担が、共同利用する学校間で偏らないよう配慮・工夫する必要がある ・非設置校はプール跡地の管理または解体が必要になる ・非設置校は防火水槽の設置が必要な場合がある

（４）市等設置のプール利用による水泳授業実施の場合

現在、市内で新たな公営プール建設の計画はありません。ここでは、既存の市営プール等を利用する想定で検討します。なお、学校と市民が共同利用する公営プールを建設する方法も考えられますが、コストについては単純に比較ができないため、省略します。

コストについて

公営プール利用に際して、使用料が必要となる場合も考えられます。また、距離が遠い場合は、バスの利用も必要となります。

主なメリットとデメリット（課題）について

第1章4でも述べたように、施設の運営主体の協力のほか、一般利用の停止、水深による利用場所の制限、外部から見えないようにするなどの調整が必要となります。

メリット	デメリット（課題）
<ul style="list-style-type: none"> ・屋内温水プールのため、天候に左右されず計画的に授業を実施できる ・屋内で水温管理もされているため、快適に水泳ができる ・プール管理の負担が軽減できる ・自校施設利用よりコストが低減できる ・プールを解体後、跡地を有効活用できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校から施設までの移動時間がかかる ・校外への移動の手段・安全確保が必要になる ・運営主体と授業内容や実施時間割の調整が必要になる ・学校利用について、市民の理解が必要となる ・プールを解体した場合、防火水槽設置が必要な場合がある

（５）水泳実技の廃止の場合

第1章1(1)に掲載しましたが、学習指導要領解説において、「水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを取り扱わないことができる」とされており、県内の複数の自治体が、中学校で水泳の実技を廃止しています。

コストについて

プールの解体の他、解体後に防火水槽の設置が必要になる場合があります。なお、防火水槽の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令）」に規定される基本耐用年数より、30年とします。

【プール解体、防火水槽設置に係る1校あたりの年間費用】

プール解体工事費（①）	「自校屋外プール建設・維持管理」での試算額	34,300,000円
防火水槽工事費（②）	R5年度設置工事費（60t×2基）より	26,400,000円
年間コスト	（①+②）÷30（年）	2,023,333円

※(2)民間委託・(4)公営プール利用においても、プールを撤去する場合は、同様のコストが必要となります。

主なメリットとデメリット（課題）について

水泳実技を廃止した場合、プールの解体や防火水槽の設置以外に、施設に関する経費や負担は、必要なくなります。しかしながら、水泳による、体験・経験、楽しさ・喜び、運動能力・泳力の向上、自身の命を守る力を身に付けるといった効果は得られなくなることが懸念されます。

メリット	デメリット（課題）
<ul style="list-style-type: none"> ・プールの更新・維持管理が不要となる ・プール管理が不要となる ・プールを解体後、跡地を有効活用できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳実技による効果が得られなくなる ・水泳を経験しない、泳げない児童生徒が増加する ・水泳の事故防止は座学のみとなる ・プールを解体した場合、防火水槽設置が必要な場合がある

第5章 本市の水泳授業の在り方について

1. 水泳授業の継続に対する基本的な考え方について

水泳は小学校学習指導要領体育科の運動領域、中学校学習指導要領保健体育科の体育分野に位置付けられています。県内では、財政面で施設の老朽化等に対応ができず中学校に限り水泳の実技を廃止している自治体もありますが、中学校学習指導要領において「水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができる」としているのですが、その続きに「水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。」とされています。

本市といたしましては、水泳授業のきっかけとなった水難事故だけでなく、川遊びなどで児童・生徒自身がおぼれた場合等の備えとして小中学校における水泳授業は重要と捉えていること、またスポーツ庁の調査による国民の運動習慣の種目で、小中学校でともに扱う運動の中で、直接生涯スポーツとして上位に位置するのは「ランニング（持久走）」について「水泳」となり、小中学校で水泳を学ぶことは生涯にわたった運動習慣の定着に直接つながると考えることから、小中学校における水泳授業を継続いたします。

2. それぞれの取組と実施にあたっての留意事項

(1) 自校プール建設

①特徴

検討した取組の中で、コストは最も高く、現状におけるデメリット（課題）もほぼ残ります。学校敷地内に施設を有することで、移動負担がなく、時間割等の調整が図りやすいというメリットはありますが、授業実施が天候に左右される、教職員の負担や費用負担も大きいなどのデメリットがあります。

②実施にあたっての条件

民間施設・共同利用できる施設・公営プールなどからの距離が遠い学校の場合に適しています。

③留意する事項

屋外か屋内かについて、単独施設か校舎・体育館一体型かなどについて検討が必要です。また、将来の学校改築を勘案した検討も必要です。さらに、授業として使用しない期間や夜間などに市民が利用するなど、市民との共同利用によるコスト低減や負担軽減を踏まえ、温水プールとするかについても併せて検討が必要です。

(2) 民間委託

①特徴

公営プール利用を除いた取組の中では、最も低いコストです。また、モデル事業のアンケート結果からも児童生徒・保護者、教職員などから好評価を得ており、優れた取り組みといえます。さらに、天候に左右されず、教職員とインストラクターが指導することで指導内容の充実や安全確保ができるなどのメリットがあります。一方、移動負担や事業者との日程や内容等の調整が必要というデメリットもあります。また、近隣に民間施設がない場合は、委託することができません。

②実施にあたっての条件

授業時間や児童生徒への負担を考えると、学校から水泳施設まで、バスまたは徒歩で概ね10分程度の距離である必要があります。

③留意する事項

現状の民間施設数では実施校は限られます。また、学校及び事業者と調整し、それぞれの実情に合わせて委託内容の詳細を検討する必要があります。

(3) 施設共同利用

①特徴

自校プール建設よりコストが低く、維持管理の負担も軽減できます。また、持続可能な公共施設の管理に向けた施設数の削減につながるほか、学校間の連携が深まるなどのメリットもありますが、移動負担や施設設置校の維持管理の負担が増えるというデメリットもあります。

②実施にあたっての条件

原則、共同利用する学校同士が徒歩で移動できる距離にある必要があります。遠距離の場合は、バス利用等により新たなコストが発生します。

③留意する事項

学校間での実施日程や時間、カリキュラム編成、維持管理の分担などの調整が必要です。さらに、利用人数が増加することに伴って、使用する期間が長くなるため、屋内プールであることは必須となります。単独プールとするか校舎・体育館と一体とするか、また、授業として使用しない期間や夜間などに市民が利用するなど、市民との共同利用によるコスト低減や負担軽減踏まえ、温水プールとするかについても併せて検討が必要です。

(4) 市等設置のプール利用

①特徴

既存公営プールの利用であれば、コストは最も低く、教職員による維持管理は不要です。天候に左右されず、プール管理の負担が軽減できるメリットがありますが、移動負担や時間割の調整、市民への影響などのデメリットがあります。

②実施にあたっての条件

授業時間や児童生徒への負担を考えると、学校から水泳施設まで、バスまたは徒歩で概ね10分程度の距離である必要があります。なお、バス利用の際には、バス会社との契約が必要になります。なお、市民利用を制限することになるため、市民の理解を得る必要もあります。

③留意する事項

公営プールを新設し、学校と共同利用を行っている事例もあります。

3. 今後の取組における方向性

水泳授業については今後も継続しますが、全校で自校プールを維持していくことは、教職員の負担の面や、今後予想される厳しい財政状況の中でも非常に困難と考えられます。

各課題や先進事例、アンケート結果など踏まえた、本市における今後の取組における方向性についてですが、民間委託については、大袋小学校のモデル事業実施後に行ったアンケートにおいて、児童・保護者・教職員・学校運営協議会委員の方々から、民間プールの活用及び取組の継続について、肯定的な意見を頂いていること、また、児童生徒の泳力向上や施設維持管理等のコスト縮減、教職員の負担軽減の効果が期待できることから、各学校においてプール施設の老朽化や水泳授業運営における課題の発生により水泳授業の継続が困難になると見込まれる場合、実施可能性のある学校は民間プールの活用の検討を進めていくこととします。

一方、施設共同利用や市民プール等の利用については、各学校とプール施設との立地のほか、安全面や各学校におけるカリキュラム編成の調整などの課題があることから、慎重に検討します。

表 市内各小中学校のプール施設の状況等

学校名	設置場所	設置年度	経過年数 ※4	改修状況 ※5			他のプールとの距離等	
				本体改修	本体塗装	プール高上	近隣学校・移動距離	近隣施設番号・移動距離・車移動時間
越ヶ谷小	屋上	H1	36				宮本小・約1.2km 中央中・約1.4km	⑥約1.3km・約3分
大沢小	屋外	S38	62	H3	R5～6シート張替	H6	栄進中・約1.0km 北越谷小・約1.6km	⑤約0.8km・約2分
新方小	屋外	S40	60	H11		H6	北陽中・約1.1km 弥栄小・約1.8km	③約1.2km・約3分
桜井小	屋外	S40	60	H30		H7	平方小・約1.1km 平方中・約1.4km	②約2km・約5分
大袋小※1							大袋中・約0.8km 大袋東小・約0.8km	②約2.5km・約8分 ④約3.2km・約11分
狭島小	屋外	S38	62	R4	H2床改修	H7	西中・約1.1km 北越谷小・約1.7km	⑤約2.3km・約6分
出羽小	屋内・重層	H9	28				富士中・約1.3km 宮本小・約1.4km	⑦約1.6km・約5分
大相模小	屋外	S41	59	H19			大相模中・約1.3km	c約2.7km・約8分 ⑥約4km・約12分
増林小	屋内・重層	H11	26				城ノ上小・約1.5km 花田小・約1.9km	市)約1.0km・約3分
川柳小	屋外	S42	58	H3	H6	H8	明正小・約0.5km 南中・約0.5km	⑨約0.6km・徒歩約7分
南越谷小	屋上	H14	23				富士中・約0.7km 出羽小・約1.6km	⑦約0.6km・徒歩約6分
東越谷小	屋外	S46	54	H12			中央中・約0.7km 城ノ上小・約1.3km	⑤約2.7km・約7分 ⑥約2.6km・約8分
大沢北小	屋外	S46	54		H8シート防水		鷺後小・約0.9km 桜井南小・約1.4km	④約1.4km・約4分
大袋北小	屋外	S61	39	H14			千間台小・約1.2km 北中・約1.4km	②約0.7km・徒歩約8分
蒲生南小	屋外	S48	52	H28			蒲生小・約1.2km 川柳小・約2.1km	⑨約2.5km・約6分 ⑦約3.3km・約8分
北越谷小	屋外	S48	52	H26			西中・約1.4km 狭島小・約1.8km	⑤約1.1km・約3分
大袋東小	屋外	S50	50	R1			大袋小・約1.4km 大袋中・約1.6km	④約3.1km・約7分 ⑤約2.7km・約6分
平方小	屋外	S50	50	H6			平方中・約0.8km 桜井小・約1.4km	b約2.0km・約5分 ②約2.8km・約8分
弥栄小	屋外	S50	50	H11	H11(補強共)		北陽中・約0.8km 新栄中・約1.7km	③約0.5km・徒歩約6分 ④約1.1km・約3分
大間野小	屋外	S50	50	H11			南越谷小・約1.2km 武蔵野中・約1.6km	⑦約1.3km・約4分 h約2.7km・約6分
宮本小	屋外	S51	49	R1			越ヶ谷小・約1.4km 出羽小・約1.5km	⑥約1.6km・約5分 ⑤約2.1km・約6分
西方小	屋外	S51	49	H8			大相模中・約1.7km 越ヶ谷小・約1.7km	⑥約1.5km・約4分
鷺後小	屋外	S53	47	R2	R2底板重張り		栄進中・約0.7km 大沢北小・約0.9km	⑤約1.6km・約4分
明正小	屋外	S54	46	H4	H8		南中・約0.2km 光陽中・約0.3km	⑨約1.1km・約3分
千間台小	屋外	S56	44	H12			千間台中・約1.2km 大袋北小・約1.2km	②約1.2km・約3分
桜井南小	屋外	S56	44	H4	H9		大沢北小・約1.4km 北中・約1.7km	④0.8km・約2分
花田小	屋内・重層	H1	36				城ノ上小・約1.0km 東越谷小・約1.1km	市)約1.8km・約5分 ⑤約2.3km・約8分
城ノ上小	屋上	H18	19				花田小・約1.0km 東中・約1.2km	市)約1.5km・約4分 ⑥約3.0km・約9分
蒲生小※2	屋内・重層	R8	-				蒲生南小・約1.2km 大間野小・約1.7km	⑦約2.2km・約6分 h約2.6km・約8分
中央中	屋外	H14	23				東越谷小・約0.9km 花田小・約1.2km	市)約2.9km・約9分 ⑥約2.0km・約6分
東中	屋内・重層	H3	34				大相模中・約0.9km 城ノ上小・約1.2km	市)約1.4km・約4分 ⑥約3.2km・約10分
西中	屋内・重層	H6	31				狭島小・約1.1km 宮本小・約1.7km	⑤約1.8km・約5分
南中※2	屋内・重層	R8	-				蒲生南小・約1.2km 大間野小・約1.7km	⑦約2.2km・約6分 h約2.6km・約8分
北中	屋外	S48	52	H8			大袋北小・約1.4km 大袋東小・約1.5km	②約1.3km・約4分
富士中	屋外	S49	51	H26			南越谷小・約0.4km 出羽小・約1.4km	⑦約0.2km・徒歩約3分
北陽中	屋外	S52	48	H12			弥栄小・約0.8km 新方小・約1.1km	③約0.4km・徒歩約4分
栄進中	屋外	S54	46	R2	R2底板重張り		鷺後小・約0.7km 大沢小・約1.0km	⑤約1.1km・約3分
光陽中	屋外	S55	45	H24			川柳小・約0.2km 明正小・約0.3km	⑨約1.1km・約3分
平方中	屋外	S55	45	H9			平方小・約0.8km 桜井小・約2.2km	b約2.4km・約7分 ②約3.3km・約9分
武蔵野中	屋外	S57	43		H7		南越谷小・約2.1km 大間野小・約2.3km	⑦約2.0km・約5分
大袋中	屋外	S58	42	H14部分修繕			大袋小・約0.6km 大袋東小・約1.5km	②約2.4km・約7分
新栄中	屋外	S59	41	H11			弥栄小・約1.4km 大沢北小・約1.9km	④約1.3km・約4分 ③約1.8km・約5分
大相模中	屋外	S60	40	H6			東中・約0.9km 大相模小・約1.7km	⑨約2.4km・約7分
千間台中	屋外	S61	39	H6			千間台小・約1.2km 大袋北小・約2.3km	②約2.3km・約8分
川柳中※3	屋外	S45	55	H3	H10シート防水		明正小・約0.1km 川柳小・約0.3km	⑨約1.4km・約4分

※1 大袋小のプールは、令和5年度に解体済み
 ※2 蒲生小、南中については、令和9年度に開校予定の(仮称)蒲生学園で小中学校共同のプールを新設予定
 ※3 令和9年度に開校する川柳中については、現南中のプールで記載
 ※4 令和7年度現在の経過年数
 ※5 設備・プールサイドの改修、小規模な改修・修繕を除く。同種工事については、最新の年度のみ記載

巻末資料

第1章 関連

小学校学習指導要領 第2章 第9節 体育（抜粋）

第1 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

第2 各学年の目標及び内容

[第1学年及び第2学年] ※中途省略

2 内容

D 水遊び

水遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。
 - ア 水の中を移動する運動遊びでは、水につかって歩いたり走ったりすること。
 - イ もぐる・浮く運動遊びでは、息を止めたり吐いたりしながら、水にもぐったり浮いたりすること。
- (2) 水の中を移動したり、もぐったり浮いたりする簡単な遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。
- (3) 運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲良く運動をしたり、水遊びの心得を守って安全に気を付けたりすること。

[第3学年及び第4学年] ※中途省略

2 内容

D 水泳運動

水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。
 - ア 浮いて進む運動では、け伸びや初歩的な泳ぎをすること。
 - イ もぐる・浮く運動では、息を止めたり吐いたりしながら、いろいろなもぐり方や浮き方をすること。
- (2) 自己の能力に適した課題を見付け、水の中での動きを身に付けるための活動を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。
- (3) 運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲良く運動をしたり、友達の考えを認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を付けたりすること。

[第5学年及び第6学年] ※中途省略

2 内容

D 水泳運動

水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付けること。
 - ア クロールでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。
 - イ 平泳ぎでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。
 - ウ 安全確保につながる運動では、背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く泳ぐこと。
- (2) 自己の能力に適した課題の解決の仕方や記録への挑戦の仕方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を配ったりすること。

中学校学習指導要領 第7節 保健体育（抜粋）

第1 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく豊かな生活を営む態度を養う。

第2 各学年の目標及び内容

〔体育分野 第1学年及び第2学年〕 ※中途省略

2 内容

D 水泳

水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、泳法を身に付けること。
 - ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり速く泳ぐこと。
 - イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり長く泳ぐこと。
 - ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。
 - エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。
- (2) 泳法などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 水泳に積極的に取り組むとともに、勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとするなどや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全に気を配ること。

〔体育分野 第3学年〕 ※中途省略

2 内容

D 水泳

水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解するとともに、効率的に泳ぐこと。
 - ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。
 - イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。
 - ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。
 - エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。
 - オ 複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること。
- (2) 泳法などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 水泳に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとするなど、自己の責任を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとするなどや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全を確保すること。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 体育編（抜粋）

第1章総説 2 体育科改訂の趣旨及び要点 (2) 体育科改訂の要点 ウ内容及び内容の取扱いの改善

(イ) 水泳運動系 ※中途省略

なお、適切な水泳場の確保が困難な場合には、「水遊び」及び「水泳運動」を取り扱わないことができるが、これらを安全に行うための心得については、必ず取り上げること、従前どおり「指導計画の作成と内容の取扱い」に示した。

第2章体育科の目標及び内容 第1節教科の目標及び内容 4各領域の内容 (2)運動領域の内容

エ 水泳運動系 ※中途省略

なお、泳法の指導に合わせ、け伸びから泳ぎにつなげる水中からのスタートを指導する。また、より現実的な安全確保につながる運動の経験として、着衣をしたままでの水泳運動を指導に取り入れることも大切である。(中略)

水泳運動系は生命にかかわることから、水泳場の確保が困難で水泳運動系を扱えない場合でも、水遊びや水泳運動などの心得については必ず指導することが大切であり、そのことを「指導計画の作成と内容の取扱い」に示した。(後略)

第2章体育科の目標及び内容 第2節各学年の目標及び内容 [第5学年及び第6学年] D水泳運動

ウ 安全確保につながる運動 ※中途省略

なお、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方については、安全確保につながる運動との関連を図り、各学校の実態に応じて積極的に取り扱うこと。

第3章指導計画の作成と内容の取扱い 2内容の取扱い ※中途省略

(6)の「D水遊び」及び「D水泳運動」を扱わないことのできる条件としては、学校及びその近くに公営のプール等の適切な水泳場がない場合が挙げられる。しかし、その場合であっても、事故防止等の観点からこれらの心得については必ず取り上げること示している。

中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 保健体育編(抜粋)

第2章保健体育科の目標及び内容 第2節各分野の目標及び内容 [体育分野] 2内容 D水泳 [第1学年及び第2学年] (3)学びに向かう力、人間性等 ※中途省略

なお、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方については、安全への理解を一層深めるため、各学校の実態に応じて取り扱うことができるものとする。(後略)

第2章保健体育科の目標及び内容 第2節各分野の目標及び内容 [体育分野] 2内容 D水泳 [第3学年] (3)学びに向かう力、人間性等 ※中途省略

なお、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方については、安全への理解を一層深めるため、各学校の実態に応じて取り扱うことができるものとする。(後略)

第2章保健体育科の目標及び内容 第2節各分野の目標及び内容 [体育分野] 3内容の取扱い (2) エ ※中途省略

なお、学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができること。(中略) なお、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。(後略)

埼玉県小学校教育課程編成要領 第二部 第5章 第9節 体育(抜粋)

第2 指導計画作成のための資料

1 各学年の内容の取扱い

領域および内容(学年)	内容の取扱い		
	第1・2学年(低)	第3・4学年(中)	第5・6学年(高)
D 水遊び(低) ア 水中を移動する運動遊び イ もぐる・浮く運動遊び 水泳運動(中) ア 浮いて進む運動 イ もぐる・浮く運動 水泳運動(高) ア クロール イ 平泳ぎ ウ 安全確保につながる運動	○いずれかの学年で指導することもできる。	○いずれかの学年で指導することもできる。	○いずれかの学年で指導することもできる。 ○(1)の「クロール」及び「平泳ぎ」については、水中からのスタートを指導するものとする。また、学校の実態に応じて背泳ぎを加えて指導することができる。

2 指導計画作成上の手順と留意点

(3) 各学年の指導内容・領域別時数を定める

○運動の取上げ方の重点化

基礎資料(児童の実態、施設・用具の規模と数、学級・教職員数、地域の条件等)や学校における体育科の目標、指導方針等を基に重点領域を選定し、領域別の指導時数を配当する。

(例：A小学校)

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
体づくり運動系	16	16	15	15	10	12
器械運動系	20	20	22	22	18	16
陸上運動系	20	23	20	20	16	16
水泳系	10	10	10	10	10	10
ボール運動系	24	24	24	24	17	18
表現運動系	12	12	10	10	11	10
保健			4	4	8	8
合計	102	105	105	105	90	90

【A小学校における配当上の留意点】

- 体づくり運動系は、持久力が低下している実態や、体の基本的な動きや多様な動きを身に付ける視点から、低・中学年の時数を十分に確保する。
- 陸上運動系は、走力や投力が低下している実態や、運動会、市内陸上大会などの関連から、全学年にわたって時数を多く配当する。また、「投の運動(遊び)を加えて指導することができる」ことが示されたことから、偶数学年に「投の運動(遊び)」を取り入れる。
- ボール運動系は、投力が低下している実態や、学習内容に発展性があるため、全学年にわたって時数を多く配当する。

第1学年 ○A小学校の年間指導計画

○児童の実態から、走力・投力・持久力に重点を置く。

月(時)	4月(6)				5月(9)								6月(12)								7月(6)												
体育的行事	(健康診断)				新体力テスト								プール開き								(林間学校(5年))												
単元名	〈器〉 固定施設を使った運動遊び② ☆〈走〉 走の運動遊び②				〈器〉 鉄棒を使った運動遊び③ ☆〈走〉 跳の運動遊び②				〈体〉 体ほぐしの運動遊び② 〈体〉 多様な動きをつくる運動遊び⑥				〈器〉 マットを使った運動遊び⑥				〈水〉 水の中を移動する運動遊び⑥ もぐる・浮く運動遊び④				〈走〉 走												
ねらい	(略)																																
時間(回)	(略)																																
構成	○固定施設を使った運動遊び ・ジャンダリズム ・雲梯 ・登り棒・肋木 ・平均台を使った運動遊び				○鉄棒を使った運動遊び ・ふとん下し、ツバメ、足抜き回り、ぶたの丸焼き、さる、こうもり、ぶら下がり、跳び上がり、下り、前に回って下りる				○体ほぐしの運動遊び ・リズムに乗って心が弾むような動作で運動遊び				・ゆりかご、前転がり、後ろ転がり、だるま転がり、丸太転がりなど				○水の中を移動する運動遊び ・水につかっただの水かけっこ、まねっこ遊び ・水につかっただの電車ごっこ、リレー遊び、鬼遊び				○走り												
備考	・集団行動の指導 ・生活科との関連【3(3)】				・生活科との関連【3(3)】				・生活科との関連【3(3)】				・地域やスポーツ指導者との連携【3(4)】				・地域やスポーツ指導者との連携【3(4)】																

第2学年 ○A小学校の年間指導計画

○児童の実態から、走力・投力・持久力に重点を置く。

月(時)	4月(9)					5月(9)										6月(12)										7月(6)							
体育的行事	(健康診断)					新体力テスト										プール開き										(林間学校(5年))							
単元名	〈器〉 固定施設を使った運動遊び② ☆〈走〉 走の運動遊び④					〈器〉 鉄棒を使った運動遊び③ ☆〈走〉 投の運動遊び③					〈体〉 体ほぐしの運動遊び② 〈体〉 多様な動きをつくる運動遊び⑥					〈器〉 マットを使った運動遊び⑥					〈水〉 水の中を移動する運動遊び④ もぐる・浮く運動遊び⑥					〈走〉 走							
ねらい	(略)																																
時間(回)	(略)																																
構成	○固定施設を使った運動遊び ・ジャンダリズム ・雲梯・登り棒・肋木 ・平均台を使った運動遊び					○鉄棒を使った運動遊び ・ふとん下し、ツバメ、足抜き回り、ぶたの丸焼き、さる、こうもり、ぶら下がり、跳び上がり、下り、前に回って下りる					○体ほぐしの運動遊び ・動作や人数などの条件を変えて、歩いたり走ったりする運動遊び					○マットを使った運動遊び ・背支持倒立(首倒立)、壁登り逆立ち、ブリッジ、かえるの逆立ち、かえるの足打ち、うさぎ跳び、支持での川跳び、腕立て横跳び越し、肋木					○水の中を移動する運動遊び ・水につかっただの水かけっこ、まねっこ遊び ・水につかっただの電車ごっこ、リレー遊び、鬼遊び					○走り							
備考	・集団行動の指導 ・生活科との関連【3(3)】					・生活科との関連【3(3)】					・生活科との関連【3(3)】					・地域やスポーツ指導者との連携【3(4)】					・地域やスポーツ指導者との連携【3(4)】												

第3学年 ○A小学校の年間指導計画
○児童の実態から、走力・投力・持久力に重点を置く。

月(時)	4月(9)					5月(9)										6月(12)						7月(6)															
体育的行事	(健康診断)					新体力テスト										プール開き						(林間学校(5年))															
単元名	〈体〉 体ほぐしの運動① 〈体〉 多様な動きをつくる運動③					☆〈走〉 かけっこ・リレー⑥					☆〈ゲ〉 ベースボール型ゲーム⑧					〈器〉 鉄棒運動⑧						〈水〉 もぐる・浮く運動⑩															
ねらい	(略)																																				
時間(回)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
構成	○体ほぐしの運動 ・用具を用いた運動 ・リズムに乗った運動 ○体のバランスをとる運動 ・回るなど ・寝ころぶ、起きるなど ・座る、立つなど ・渡るなど ・体のバランスを保つ					○30～50m程度のかけっこ ・様々な走り出しの姿勢から、素早く走り始める ・真っ直ぐ前を見て、腕を前後に大きく振って走る ○周回リレー ・走りながら、タイミングよくバトンを受渡しをする ・コーナーの内側に体を軽く傾けて走る					○ティールボール ・ボールをフェアグラウンド内に打つ ・投げる手と反対の足を一歩前に踏み出してボールを投げる ・向かってくるボールの正面への移動 ・ベースに向かって全力で走り、かけ抜けること					○基本的な前転グループ技 ・前回り下り ・かかえ込み回り ・かかえ込み回り ・かかえ込み回り ・前回り下り ・後回り下り ・片足踏み越し下り ○基本的な後転グループ技 ・補助逆上がり ・かかえ込み後ろ回り ・かかえ込み後ろ回り ・後方支持回転						○浮いて進む運動 ・け伸び ・初歩的な泳ぎ ○もぐる・浮く運動 ・プールの底にタッチ、股くぐり、変身もぐり ・背浮き、だるま浮き、変身浮き ・簡単な浮き沈み															
備考	・集団行動の指導					・地域やスポーツ指導者との連携【3(4)】					・道徳教育との関連【3(5)】					・地域やスポーツ指導者との連携【3(4)】						・地域やスポーツ指導者との連携【3(4)】															

第4学年 ○A小学校の年間指導計画
○児童の実態から、走力・投力・持久力に重点を置く。

月(時)	4月(9)					5月(9)										6月(12)						7月(6)															
体育的行事	(健康診断)					新体力テスト										プール開き						(林間学校(5年))															
単元名	〈体〉 体ほぐしの運動① 〈体〉 多様な動きをつくる運動④					☆〈走〉 かけっこ・リレー⑤					〈ゲ〉 ゴール型ゲーム⑧					〈器〉 鉄棒運動⑧						〈水〉 浮いて進む運動⑩															
ねらい	(略)																																				
時間(回)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
構成	○体ほぐしの運動 ・用具を用いた運動 ・リズムに乗った運動 ○体を移動する運動 ・這う、歩く、走る ・跳ぶ、跳ねる ・登る、下りる					○30～50m程度のかけっこ ・様々な走り出しの姿勢から素早く走り始める ・真っ直ぐ前を見て腕を前後に大きく振って走る ○周回リレー ・走りながら、タイミングよくバトンを受渡しをする ・コーナーの内側に体を軽く傾けて走る					○ポートボール ・味方へのボールの手渡し、パス、シュート ・ボール保持時に体をゴールに向ける ・ボール保持者と自分の間に守備者がいないように移動					○基本的な前足掛け回転グループ技 ・膝掛け振り上がり ・膝掛け振り上がり ・前方片膝掛け回転 ・前方も掛け回転 ○基本的な後方脚掛け回転グループ技 ・後方片膝掛け回転 ・後方も掛け回転 ・両膝掛け倒立下り ・両膝掛け振動下り						○浮いて進む運動 ・け伸び ・初歩的な泳ぎ ○もぐる・浮く運動 ・プールの底にタッチ、股くぐり、変身もぐり ・背浮き、だるま浮き、変身浮き ・簡単な浮き沈み															
備考	・集団行動の指導					・地域やスポーツ指導者との連携【3(4)】					・道徳教育との関連【3(5)】					・地域やスポーツ指導者との連携【3(4)】						・地域やスポーツ指導者との連携【3(4)】															

第5学年 ○A小学校の年間指導計画
○児童の実態から、走力・投力・持久力に重点を置く。

月(時)	4月(9)					5月(9)										6月(12)						7月(6)															
体育的行事	(健康診断)					新体力テスト										プール開き						林間学校(5年)															
単元名	〈体〉 体ほぐしの運動② 〈体〉 体の動きを高める運動③(柔らかさ②巧み①)					〈器〉 マット運動⑥					〈ボ〉 ゴール型⑧					〈表〉 フォークダンス③						〈保〉 心の健康④					〈水〉 クロール⑤ 平泳ぎ④ 安全確保につながる運動①										
ねらい	(略)																																				
時間(回)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
構成	○体ほぐしの運動 ・伸び伸ばした全身運動 ・用具を用いた運動 ・リズムに乗って、心が弾むような動作での運動 ・ペアでのリラックスできる運動					○基本的な前転グループ技 ・前転グループ発展技 ・開脚前転 ○基本的な後転グループ技 ・後転グループ発展技 ・開脚後転 ○基本的な倒立回転グループ技 ・倒立回転グループ発展技 ・倒立ブリッジ ・補助倒立 ○基本的な倒立グループ技					○バスケットボール ・近くにいるフリーの味方へパス ・相手に取られない位置でのドリブル ・パスを受けてのシュート ・ボール保持者と自分の間に守備者が入らない位置への移動 ・得点しやすい場所への移動					○日本の民謡 ・軽快なリズムでの踊り、力強い踊り ○外国のフォークダンス ・シングルサークルで踊る力強い踊り、パートナーとのあそび ・踊りながら、特徴的な隊形と構えの踊り ・踊りて交流する						○心の発達 ○心と体の密接な関係 ○不安や悩みなどへの対処					○安全確保につながる運動・背浮き・浮き沈み ○25～50m程度を目安にしたクロール ・手を交互に前方に伸ばして水に入れ、かく ・リズムカルな足をする ・顔を横に上げて呼吸する										
備考	・集団行動の指導					・地域やスポーツ指導者との連携【3(4)】					・道徳教育との関連【3(5)】					・養護教諭等との連携						・地域やスポーツ指導者との連携【3(4)】															

第6学年 ○A小学校の年間指導計画
○児童の実態から、走力・投力・持久力に重点を置く。

☆…重点単元

月(時)	4月(9)						5月(9)						6月(12)						7月(6)																		
体育的行事	(健康診断)						新体力テスト						プール開き						林間学校(5年)																		
単元名	〈体〉 体ほぐしの運動② 〈体〉 体の動きを高める運動④ (柔らかさ①巧み①力強さ②)						〈器〉 マット運動⑧						☆〈陸〉 ハードル走⑥ ☆〈陸〉 投の運動②						〈保〉 病気の予防④						〈水〉 クロール④ 平泳ぎ⑤ 安全確保につながる運動①												
ねらい	(略)																																				
時間(回)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
構成	○体ほぐしの運動 ・動作や人数などの条件を変えて 思いっきり走ったりする運動 ・仲間と力を合わせて競戦する運動 ・息継ぎや集団による運動 ○体の柔らかさを高めるための運動 ・足子での運動 ○巧みな動きを高めるための運動 ・人や物の動き、場の状況に対応した運動 ○力強い動きを高めるための運動 ・人や物の重さなどを用いた運動						○基本的な前転グループ技 ○前転グループ発展技 ・補助倒立前転 ○基本的な倒立グループ技 ○基本的な倒立回転グループ技 ○基本的なはね起きグループ技 ○倒立回転グループ発展技 ・ロンダート ・頭はね起き ○技の組み合わせ						○40～50m程度のハードル走 ・第1ハードルを決めた足で踏み切って走り越える ・スタートから最後まで、体のバランスをとりながら真っ直ぐ走る ・インターバルを3歩または5歩で走る ○投の運動 ・ドッジボール投げ ・シャトル投げ ・チーム対抗スローイングゴルフ						○病気の起こり方 ○病原体が主な要因となって起こる病気の予防 ○生活行動が主な要因となって起こる病気の予防						○安全確保につながる運動・背泳ぎ・浮き沈み ○25～50m程度を目安にした平泳ぎ ・円を描くように左右に開き水をかく ・足の裏や脚の内側で水を掻き出すかえる足をする ・水をかきながら、顔を前に上げて呼吸をする ○ゆったりとした平泳ぎ ・キックの後に顔を引いた伏し浮きの姿勢を保つ ○25～50m程度を目安にしたクロール ・手を交互に前方に伸ばして水に入る、かく ・リズムカルなばた足をする ・顔を顔に上げて呼吸する ○ゆったりとしたクロール ・両手を揃えた姿勢で片足ずつ大きく水をかく ・ゆっくりと動かすばた足をする												
備考	・集団行動の指導						・地域やスポーツ指導者との連携【3(4)】						・地域やスポーツ指導者との連携【3(4)】						・養護教諭、学校医等との連携【3(4)】						・地域やスポーツ指導者との連携【3(4)】												

埼玉県中学校教育課程編成要領 第二部 第5章 第7節 保健体育(抜粋)

第2 指導計画作成のための資料

3 体育分野の内容

D 水泳

第1学年及び第2学年	第3学年
<p>次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、泳法を身に付けること。</p> <p>ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり速く泳ぐこと。</p> <p>イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり長く泳ぐこと。</p> <p>ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。</p> <p>エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。</p>	<p>次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解するとともに、効率的に泳ぐこと。</p> <p>ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。</p> <p>イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。</p> <p>ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。</p> <p>エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。</p> <p>オ 複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること。</p>
<p>○ 第1学年及び第2学年においては、全ての生徒に履修させ、クロール、平泳ぎ、背泳ぎ及びバタフライの中からクロール又は平泳ぎを含む二種目を選択して履修できるようにする。</p> <p>○ 第3学年においては、器械運動、陸上競技、水泳及びダンスのまとまりの中から1領域以上を選択して履修できるようにする。また、これまでの泳法に「複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること」を加え、選択して履修できるようにする。</p> <p>○ 学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができる。</p> <p>○ 泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げる。</p> <p>○ 見学の場合も、状況によっては、安全の確保や練習に対する協力者として参加させたりするなどの配慮をする。</p> <p>○ 気象条件に影響を受けやすいため、教室での学習としてICTを活用して泳法を確かめたり課題を検討したりする。</p> <p>○ 適切な水泳場の確保が困難な場合には、取り扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げる。保健分野の応急手当との関連を図ること。</p>	

[領域別指導内容系統表]

<p>A校 単元配列表例【大規模校：第3学年の一単元の規模を大きくした例】 年間指導計画作成上の特色及び配慮事項等 ア 保健体育科教員3～4名で、3学級、又は4学級を合同で指導する。 イ 生涯スポーツ及び高等学校への接続に配慮し、3学年での領域選択における単元の規模を大きくした。 ウ 第1、2学年の「器械・陸上」「武道・ダンス」1学年の「球技(バスケットボール・サッカー)」2学年の「球技(バレーボール・ソフトボール)」においては、授業クラスを2つ(A、B)に分けて男女共習で行う。 エ 第3学年の領域選択の組合せを「陸上競技と器械」「水泳とダンス」「武道と球技」とした。 オ 球技1においては、生涯スポーツへの配慮から、ネット型(テニス、卓球、バドミントン)を1年次から選択させ、3年間通して行わせる。 カ 「武道」は、施設面、生徒数の面から2種目同時展開が好ましく、第1学年に「柔道」と「剣道」から選択させ、3年間を通して実施させる。</p>

各分野・領域配当時間一覧

領域	留意事項	第1学年		第2学年		第3学年		3年間の配当時数
		時数	内容の取扱い	時数	内容の取扱い	必修	選択	
【A体づくり運動】	3(2)	9	体ほぐしの運動、体の動きを高める運動	9	体ほぐしの運動、体の動きを高める運動	10	体ほぐしの運動、実生活に生かす運動の計画	28
【B器械運動】		10	マット運動、跳び箱運動	10	跳び箱運動、平均台運動	10	マット運動、跳び箱運動、鉄棒から1種目選択	18~24
【C陸上競技】	3(5)	9	短距離走・リレー、ハードル走	9	長距離走の必修 走り幅跳び、走り高跳びから1種目選択	10	短距離走・リレー、ハードル走から1種目選択 走り幅跳び、走り高跳びから1種目選択	18~24
【D水泳】	3(1)	9	クロール、平泳ぎ	9	クロール、平泳ぎ	10	複数の泳法又はリレー	18~22
【E球技】	I II III	10 20	テニス、卓球、バドミントンから1選択 サッカー、バスケ	10 20	テニス、卓球、バドミントンから1種目選択 バレーボール、ソフトボール	14 16	テニス、卓球、バドミントンから1種目選択 ソフトボール（またはバレーボール） サッカー、バスケ、ハンドボールから1種目選択	34 40~56 16
【F武道】	3(4)	10	柔道、剣道から1種目選択	10	柔道、剣道から1種目選択	10	柔道、剣道から1種目選択	20~26
【Gダンス】	10	10	創作ダンス、現代的なリズムのダンス	10	創作ダンス、現代的なリズムのダンス	10	創作ダンス	20~24
【H体育理論】	3	3	運動やスポーツの多様性	3	運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方	3	文化としてのスポーツの意義	9
保健	3(3)	16	健康な生活と疾病の予防 心身の機能の発達と心の健康	16	健康な生活と疾病の予防 傷害の防止	16	健康な生活と疾病の予防 健康と環境	48
合計時数		105		105		59	46	315

B校 単元配列表【中規模校：学校行事との関連、施設との関連に配慮した例】

年間指導計画作成上の特色及び配慮事項等

- ア 保健体育科教員2名で2学級を指導する。
- イ 水泳指導、体づくり運動及び学校行事（長距離走大会、球技大会、学校保健週間、学校給食週間）と保健授業の関連を考慮した。
- ウ 第1学年及び第2学年の「器械運動・球技Ⅰ」、「陸上競技Ⅰ・ダンス」、「球技Ⅱ・武道」については授業クラスを2つ（A、B）に分け、男女共習で行う。
- エ 第3学年の領域選択の組み合わせを「器械運動と水泳」、「陸上競技とダンス」、「球技と武道」とした。
- オ 「武道」は、施設との関連から相撲とした。

各分野・領域配当時間一覧

領域	留意事項	第1学年		第2学年		第3学年		3年間の配当時数
		時数	内容の取扱い	時数	内容の取扱い	必修	選択	
【A体づくり運動】	3(5)	9	体ほぐしの運動、体の動きを高める運動	9	体ほぐしの運動、体の動きを高める運動	8	体ほぐしの運動、実生活に生かす運動の計画	24
【B器械運動】		10	マット運動	10	跳び箱運動	10	マット運動、跳び箱運動から1選択	20~24
【C陸上競技】	I II	8 8	短距離走・リレー 長距離走	8 8	走り幅跳び、走り高跳びから1選択 長距離走	12	短距離走・リレー、ハードル走から1選択 走り幅跳び、走り高跳びから1選択（B） 長距離走（?）	44~56
【D水泳】	3(1)	8	クロール、平泳ぎ	8	クロール、平泳ぎ	10	複数の泳法又はリレーから1選択	16~20
【E球技】	I II III	10 7 12	ソフトボール バレーボール バスケ	10 7 7	ソフトボール バドミントン サッカー	14 14 12	ソフトボール バレーボール、バドミントンから選択 バスケ	84~98
【F武道】		7	相撲	7	相撲	7	相撲	14~28
【Gダンス】	10	10	創作ダンス、現代的なリズムのダンス	10	創作ダンス、現代的なリズムのダンス	10	創作ダンス、現代的なリズムのダンスから選択	16~28
【H体育理論】	3(3)	3	運動やスポーツの多様性	3	運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方	3	文化としてのスポーツの意義	9
保健	3(4)	16	健康な生活と疾病の予防 心身の機能の発達と心の健康	16	健康な生活と疾病の予防 傷害の防止	16	健康な生活と疾病の予防 健康と環境	48
合計時数		105		105		65	40	315

C校 単元配列表例【小規模校（単級）：小学校からの接続を生かし、運動の特性を生かした配列例】

年間指導計画作成上の特色及び配慮事項等

- ア 保健体育科教員1名で1学級を指導。「水泳」はT2の教員を配置する。
- イ 小学校からの接続を生かすため、1年次に鉄棒運動・バレーボール・ハンドボールを配列した。
- ウ 良好な人間関係づくりを目指し、1・2年次で取り扱う球技の種目数を増やした。
- エ 保健の技能、及び保健と体づくりの関連を意識した配列を行った。
- オ 「武道」は、用具などの関係で柔道とした。

各分野・領域配当時間一覧

領域	留意事項	第1学年		第2学年		第3学年		3年間の配当時間
		時数	内容の取扱い	時数	内容の取扱い	必修	選択	
【A体づくり運動】	3(2)	10	体ほぐしの運動、体の動きを高める運動	10	体ほぐしの運動、体の動きを高める運動	12	体ほぐしの運動、実生活に生かす運動の計画	32
【B器械運動】		8	跳び箱運動、鉄棒運動	8	マット運動、平均台運動	8	マット運動、平均台運動	24
【C陸上競技】	I II	9 7	ハードル走、走り幅跳び 長距離走	9 7	短距離走・リレー、走り高跳び 長距離走	9	短距離走・リレー、走り高跳び 長距離走	27 21
【D水泳】	3(1)	10	クロール、平泳ぎ	10	平泳ぎ、背泳ぎ	10	複数の泳法又はリレー	30
【E球技】	I II III	9 8 9	ハンドボール ソフトボール バレーボール	9 8 9	サッカー ソフトボール バドミントン	9 15 8	サッカー ソフトボール バドミントン	27 31 18
【F武道】	3(4)	9	柔道	9	柔道	9	柔道	27
【Gダンス】	7	7	創作ダンス、現代的なリズムのダンス	7	創作ダンス、現代的なリズムのダンス	7	創作ダンス、現代的なリズムのダンス	21
【H体育理論】	3(3)	3	運動やスポーツの多様性	3	運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方	3	文化としてのスポーツの意義	9
保健	16	16	健康な生活と疾病の予防 心身の機能の発達と心の健康	16	健康な生活と疾病の予防 傷害の防止	16	健康な生活と疾病の予防 健康と環境	48
合計時数		105		105		105		315

D校 単元配列表例【中規模校：前期・後期の二期制とした例】

年間指導計画作成上の特色及び配慮事項等

- ア 保健体育科教員3名で3学級、又は2学級で指導する。
- イ 全学年ともに、「水泳」を必修とした。
- ウ 第1学年及び第2学年の「陸上競技・ダンス」、「器械運動・武道」については授業クラスを2つ（A、B）に分け、男女共習で行う。
- エ 第3学年の領域選択の組み合わせを「器械運動と陸上競技」、「器械運動とダンス」、「球技と武道」とした。
- オ 「武道」は、用具などの関係から柔道とした。
- カ 保健の技能を意識した単元配列を行った。

各分野・領域配当時間一覧

領域	留意事項	第1学年		第2学年		第3学年		3年間の配当時間
		時数	内容の取扱い	時数	内容の取扱い	必修	選択	
【A体づくり運動】	3(2)	10	体ほぐしの運動、体の動きを高める運動	10	体ほぐしの運動、体の動きを高める運動	15	体ほぐしの運動、実生活に生かす運動の計画	35
【B器械運動】	I II	10 10	マット運動 鉄棒運動	10 10	鉄棒運動	10	マット運動 鉄棒運動	20~28
【C陸上競技】	I II	9 4	短距離走・リレー、ハードル走 長距離走	9 4	走り幅跳び、走り高跳びから1選択 長距離走	12	ハードル走、走り高跳びから1選択 長距離走、走り幅跳び	38~47
【D水泳】	3(1)	10	クロール、平泳ぎ	10	クロール、平泳ぎ 必修 背泳ぎ、バタフライから1選択	10	クロール、平泳ぎ 必修、背泳ぎ、バタフライ、複数の泳法又はリレーから1選択	30
【E球技】	I II III	8 16 16	サッカー、ハンドボールから1選択 A：バレーボール B：ソフトボール サッカー、バスケ	8 16 16	サッカー、バスケから1選択 A：ソフトテニス B：ソフトボール ソフトボール	8 14 14	バレーボール、ソフトテニスから1選択 ソフトボール サッカー、バスケ、ハンドボールから1選択	70~79
【F武道】	10	10	柔道	10	柔道	10	柔道	20~29
【Gダンス】	3(4)	9	創作ダンス	9	現代的なリズムのダンス	9	創作ダンス、現代的なリズムのダンスから1選択	18~27
【H体育理論】	3	3	運動やスポーツの多様性	3	運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方	3	文化としてのスポーツの意義	9
保健	3(3)	16	健康な生活と疾病の予防 心身の機能の発達と心の健康	16	健康な生活と疾病の予防 傷害の防止	16	健康な生活と疾病の予防 健康と環境	48
合計時数		105		105		78	27	315

学校環境衛生基準（抜粋）

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

1 水泳プールに係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準	
水質	(1) 遊離残留塩素	0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましい。	
	(2) pH値	5.8 以上 8.6 以下であること。	
	(3) 大腸菌	検出されないこと。	
	(4) 一般細菌	1mL中200コロニー以下であること。	
	(5) 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	12mg/L以下であること。	
	(6) 濁度	2度以下であること。	
	(7) 総トリハロメタン	0.2mg/L以下であることが望ましい。	
	(8) 循環ろ過装置の処理水	循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5 度以下であること。また、0.1 度以下であることが望ましい。	
施設・設備の衛生状態	(9) プール本体の衛生状況等	(ア) プール水は、定期的に全換水するとともに、清掃が行われていること。 (イ) 水位調整槽又は還水槽を設ける場合は、点検及び清掃を定期的に行うこと。	
	(10) 浄化設備及びその管理状況	(ア) 循環浄化式の場合は、ろ材の種類、ろ過装置の容量及びその運転時間が、プール容積及び利用者数に比して十分であり、その管理が確実に行われていること。 (イ) オゾン処理設備又は紫外線処理設備を設ける場合は、その管理が確実に行われていること。	
	(11) 消毒設備及びその管理状況	(ア) 塩素剤の種類は、次亜塩素酸ナトリウム液、次亜塩素酸カルシウム又は塩素化イソシアヌル酸のいずれかであること。 (イ) 塩素剤の注入が連続注入式である場合は、その管理が確実に行われていること。	
	(12) 屋内プール	ア. 空気中の二酸化炭素	1500ppm以下が望ましい。
		イ. 空気中の塩素ガス	0.5ppm以下が望ましい。
		ウ. 水平面照度	200 lx以上が望ましい。
	備考		一 検査項目(9)については、浄化設備がない場合には、汚染を防止するため、1週間に1回以上換水し、換水時に清掃が行われていること。この場合、腰洗い槽を設置することが望ましい。 また、プール水等を排水する際には、事前に残留塩素を低濃度にし、その確認を行う等、適切な処理が行われていること。

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(6)については、使用日の積算が30日以内ごとに1回、検査項目(7)については、使用期間中の適切な時期に1回以上、検査項目(8)～(12)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	基準
(1) 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。

水質	(2) pH値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	(3) 大腸菌	
	(4) 一般細菌	
	(5) 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	
	(6) 濁度	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	(7) 総トリハロメタン	
	(8) 循環ろ過装置の処理水	
	備考 一 検査項目(7)については、プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる。	
施設・設備の衛生状態	(9) プール本体の衛生状況等	プール本体の構造を点検するほか、水位調整槽又は還水槽の管理状況を調べる。
	(10) 浄化設備及びその管理状況	プールの循環ろ過器等の浄化設備及びその管理状況を調べる。
	(11) 消毒設備及びその管理状況	消毒設備及びその管理状況について調べる。
	(12) 屋内プール	
	ア. 空気中の二酸化炭素	検知管法により測定する。
	イ. 空気中の塩素ガス	検知管法により測定する。
ウ. 水平面照度	日本産業規格 C1609-1 に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。	

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準 ※検査項目は「水泳プールの管理」のみ抜粋

1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

	検査項目	基準
水泳プールの管理	(10) プール水等	(ア) 水中に危険物や異常なものがいないこと。 (イ) 遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中1時間ごとに1回以上測定し、その濃度は、どの部分でも0.4mg/L以上保持されていること。また、遊離残留塩素は1.0mg/L以下が望ましい。 (ウ) pH値は、プールの使用前に1回測定し、pH値が基準値程度に保たれていることを確認すること。 (エ) 透明度に常に留意し、プール水は、水中で3m離れた位置からプールの壁面が明確に見える程度に保たれていること。
	(11) 附属施設・設備等	プールの附属施設・設備、浄化設備及び消毒設備等は、清潔であり、破損や故障がないこと。

2 点検は、官能法によるもののほか、第1から第4に掲げる検査方法に準じた方法で行うものとする。

第6 雑則

1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、臨時に必要な検査を行うものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
- (2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
- (3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
- (4) その他必要なとき。

2 臨時に行う検査は、定期に行う検査に準じた方法で行うものとする。

3 定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は、検査の日から5年間保存するものとする。また、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から3年間保存するよう努めるものとする。

4 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように保存するものとする。

プールの安全標準指針（抜粋）

はじめに（指針策定の主旨）※内容省略

第1章 指針の位置づけ及び適用範囲

1-1 本指針の位置づけ ※解説は省略

プールは、利用者が遊泳等を楽しみながら、心身の健康の増進を期待して利用する施設であり、そのようなプールが安全であることは、利用者にとって当然の前提となっている。

プールの安全確保はその設置管理者の責任で行われるものであるが、本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものである。

1-2 本指針の適用範囲（対象とするプール） ※解説は省略

本指針は、遊泳利用に供することを目的として新たに設置するプール施設及び既に設置されているプール施設のうち、第一義的には、学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内のプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。

第2章 プールの安全利用のための施設基準

2-1 プール全体 ※解説は省略

プールは、利用者が安全かつ快適に利用できる施設でなければならないため、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うことが必要である。

施設の設置目的や規模、利用の実態等を踏まえ必要に応じ、監視室、救護室、医務室、放送設備、看板・標識類等を備えておくことが望ましい。

2-2 排(環)水口 ※解説は省略

吸い込み事故を未然に防止するため、排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すことが必要である。

排(環)水口の蓋等、それらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とすることや、蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれないような大きさとする等、材料の形状、寸法、材質、工法等についても十分な配慮が必要である。

第3章 事故を未然に防ぐ安全管理

3-1 安全管理上の重要事項

プールの安全を確保するためには、施設面での安全確保とともに、管理・運営面での点検・監視及び管理体制についても、徹底した安全対策が必要である。

管理・運営面においては、管理体制の整備、プール使用期間前後の点検、日常の点検及び監視、緊急時への対応、監視員等の教育・訓練、及び利用者への情報提供が必要である。

（解説） ※一部省略

- ・プールの安全を確保し、事故を防止するためには、施設のハード面とともに、点検、監視等を日々確実に行うといったソフト面の充実が不可欠である。
- ・特に、排(環)水口の吸い込み事故対策としては、ハード面では排(環)水口の蓋等の固定や配管の取り付け口の吸い込み防止金具の設置等の安全対策が必要であり、ソフト面では安全対策が確実に確保されているかのプール使用期間前後の点検、日常の点検・監視による安全確認、異常が発見されたときに迅速かつ適切な措置が実施されるような管理体制を整備しておくこと等が必要である。
- ・事故を未然に防ぐための安全管理を徹底するためには、
 - 管理体制の整備
 - プール使用期間前後の点検
 - 日常の点検及び監視

- 緊急時への対応
- 監視員等の教育・訓練
- 利用者への情報提供

が重要と考えられ、次節以下にそれぞれの内容を示す。

3-2 管理体制の整備

プールを安全に利用できるよう、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を明確にすることが必要である。
また、業務内容を管理マニュアルとして整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ることが必要である。

(解説)

- ・プールの設置管理者は、適切かつ円滑な安全管理のために、管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員からなる管理体制を整えることが必要である。
- ・設置管理者は、管理業務を委託（請負も含む）する場合、プール使用期間前の点検作業に立ち合うことや、使用期間中の業務の履行状況の検査等、受託者（請負者を含む）の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要である。
- ・管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員の役割分担と、選任の基準は以下のとおりとする。なお、当該施設の規模等によりそれぞれの役割を重複して担う場合もある。

●管理責任者

プールについて管理上の権限を行使し、関与する全ての従事者に対するマネージメントを総括して、プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる。

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者とする必要がある。これらに関する資格を取得していることが望ましい。

●衛生管理者

プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者は、水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識等を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理にあたるが、管理責任者、監視員及び救護員と協力して、プールの安全管理にあたる必要がある。

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とする必要がある。

●監視員

プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う。 [参考-3 プール監視員の主な業務の一例] 参照

選任にあたっては一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とし、プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置することが必要である。なお、公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とする必要がある。

●救護員

プール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護にあたる。

選任にあたっては、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者とし、施設の規模に応じ、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保することが必要である。なお、救急救護に関する資格を取得した者とする必要がある。

- ・設置管理者は業務内容や緊急時の連絡先、搬送方法、連携する医療機関等を定めた管理マニュアルを整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ることが必要である。
- ・学校のプール施設においても、上記の趣旨を踏まえ、組織や利用の実態に応じて適切な管理組織体制を整えることに留意することが必要である。 [参考-4 学校教育活動における管理組織体制の一例] 参照

3-3 プール使用期間前後の点検 ※解説は省略

プールの使用期間前には、清掃を行うとともに、点検チェックシートを用いて施設の点検・整備を確実に行うことが必要である。

特に排(環)水口については、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、

ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合は直ちに設置管理者に報告するとともに、プール使用期間前に修理を施すことが必要である。

また、使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して、次の使用に備えることが望ましい。

なお、通年使用するプールについては、1年に1回以上の全換水を行い、水を抜いた状態で施設の点検を確実に行うことが必要である。

点検チェックシートは、3年以上保管することが必要である。

3-4 日常の点検及び監視

毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、目視、触診及び打診によって点検を行い、特に排(環)水口の蓋等が堅固に固定されていることを点検することが必要である。

また、監視、利用指導及び緊急時の対応のため、監視員の適切な配置を行うとともに、プール内で起こる事故の原因や防止策、事故が発生した場合の対応方法等について十分な知識を持って業務にあたらせることが必要である。

(解説) ※一部省略

(1)施設の点検

- ・点検にあたっては、目視にとどまらず、触診及び打診によって確実にを行うことが必要である。
- ・毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、排(環)水口の蓋等がネジ、ボルト等で正常な位置に堅固に固定されていることを点検することが必要である。
- ・点検にあたっては、点検チェックシート等を作成し、これを用いて確実にを行うことが必要である。点検チェックシートとともに、気温(室温)、水温、利用者数、水質検査結果(プール水の残留塩素濃度等)、施設の安全点検結果等を記載する管理日誌を備え、使用期間中は、管理日誌に毎日の状況等を記載し、これを3年以上保管することが必要である。

[参考-6 日常の点検チェックシート・管理日誌の一例(管理日誌と点検チェックシートを一体化した例)] 参照

3-5 緊急時への対応 ※解説は省略

施設の異常や事故を発見、察知したときの緊急対応の内容及び連絡体制を整備するとともに、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底しておくことが必要である。

施設の異常が発見された場合は、危険箇所に遊泳者を近づけないよう直ちに措置するとともに、プールの使用を中断して当該箇所の修理を行い、修理が完了するまでプールを使用しないことが必要である。特に排(環)水口の異常が発見された場合は、循環または起流ポンプを停止することが必要である。

人身事故が起きた場合は、傷病者の救助・救護を迅速に行うとともに、速やかに消防等の関係機関及び関係者に連絡することが必要である。

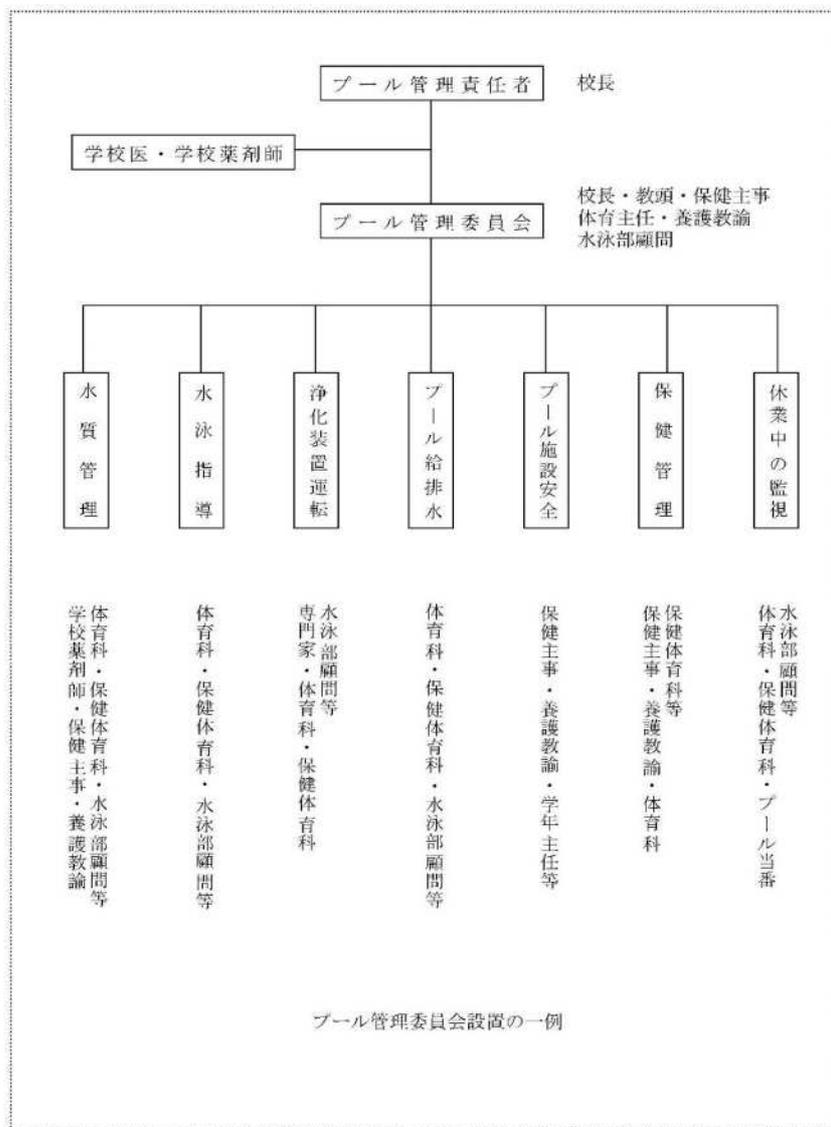
3-6 監視員等の教育・訓練 ※解説は省略

プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者(請負者を含む)は、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うことが必要である。

3-7 利用者への情報提供 ※内容省略

〔参考-4 学校教育活動における管理組織体制の一例〕※参考-1～3・5～7は省略

出典)「学校における水泳事故防止必携」独立行政法人日本スポーツ振興センター



開設前点検表 ※「プールの安全管理指針」に基づき越谷市内小中学校で使用しているチェックシート

プール施設設備の開設前点検表

学校名			点検日	
点検者			点検内容	点検結果
点検項目				点検結果
施設全体	プール本体、付属設備等がよく清掃されているか			適・否
プール本体	給排水及び清掃が容易な構造か			適・否
	床洗浄水等の汚水が周囲から流入しない構造か			適・否
	適当数の水深表示があるか			適・否
プールサイド	滑り止めの構造となっているか			適・否
	利用者に危害を及ぼす異物等がないか			適・否
給水設備	プール水給水管から飲料水系への逆流防止構造となっているか			適・否
	補給水量等を把握するための専用の量水器等が設置されているか			適・否
吸排水口	鉄蓋、金網、吸い込み防止金具等はボルト・ネジ等で堅固に固定されているか			適・否
	鉄蓋、金網、吸い込み防止金具等及び固定ボルト・ネジ等は腐食、変形及び欠落がないか			適・否
消毒設備	薬剤の種類：		薬剤タンクの容量：	ℓ
	薬剤連続注入装置は良好に作動するか			適・否
	薬剤の保管場所は適当か			適・否
浄化設備	薬剤の保管状況は良好か			適・否
	維持管理状況は良好か			適・否
オーバーフロー水	再利用の場合、排水・床洗浄水等の汚水が混入しない構造か			適・否
区画区分	多様な利用形態に応じた区画区分がなされているか			適・否
更衣室	男女別に区別されているか			適・否
	双方及び外部から見通せない構造か			適・否
	利用者の衣類を安全に保管できる設備が整備されているか			適・否
洗浄設備	シャワー、洗面設備、洗眼設備等は良好に整備されているか			適・否
便所	男女別に、十分な数があるか			適・否
	衛生的に管理されているか			適・否
	専用の手洗い設備があるか			適・否
換気設備（屋内プールの場合）	効果的な換気が行える換気設備があるか			適・否
	換気設備は良好に管理されているか			適・否
照明設備（屋内プールの場合）	水面及びプールサイド等で十分な照度を有するか			適・否
	故障又は破損のものはないか			適・否
くずかご	適当な場所に十分な数を備えてあるか			適・否
資材保管設備	測定機器等の必要な資材は適切に保管されているか			適・否
採暖室等（屋内プールの場合）	採暖室又は採暖槽は、よく清掃されているか			適・否
掲示設備	利用者の注意事項、利用時間、プール全体の見取り図等を利用者の見やすい場所に見やすい大きさで掲示してあるか			適・否
管理体制	プールの維持管理体制が整備されているか			適・否
	維持管理マニュアルが整備されてあるか			適・否
緊急連絡体制	緊急時の連絡体制が整備されているか			適・否
管理責任者等（校長又は、教頭）	管理責任者等は、それぞれの役割を確認させているか			適・否
	管理責任者、衛生管理者は安全・衛生に関する講習会を受講しているか			適・否
監視員（担当職員）	監視員としての業務が遂行できるか			適・否
	十分な数の監視員が確保されているか			適・否
	腕章、帽子等で利用者が容易に認識できる措置がなされているか			適・否
救護員（担当職員）	救急救護訓練を受講しているか			適・否
	緊急時に速やかな対応が可能となるよう配置されているか			適・否
従業者（担当職員）	研修は行ったか			適・否
に対する研修、訓練	訓練は行ったか			適・否
施設設備点検	プール全体の施設設備の点検は行ったか			適・否
吸排水口の表示等	吸排水口の位置をプール全体の見取り図に明示し、提示してあるか			適・否
	吸排水口は吸排水口付近の壁又は底面等にその存在を明示してあるか			適・否
	プール全体の見取り図に吸排水口の明示方法を記入してあるか			適・否
監視所等（プールデッキ周囲）	監視所はその機能を十分に発揮できる位置に設けてあるか			適・否
	監視台はプール全体を容易に見渡せる位置に相当数を設けてあるか			適・否
管理日誌	備えてあるか			適・否
	3年間保管してあるか			適・否
監視員・救護員（担当職員）	施設の規模に応じ、監視員及び救護員を確保しているか			適・否
救命救護器具等の配置	プールサイド等に担架等の救命具を備えてあるか			適・否
	監視所等には、AED、バット、救急薬品が備えてあり、いつでも使用できる状態になっているか			適・否
	プールには、電話、緊急時の連絡先一覧表等が備えてあるか			適・否

*該当が無い項目については、斜線を引き提出すること

第3章関連

モデル事業「越谷市立大袋小学校水泳授業業務委託」仕様書

仕様書

1 件名

越谷市立大袋小学校水泳授業委託

2 履行場所

越谷市立大袋小学校 越谷市大字大竹147番地

3 履行期間

令和7年4月1日から令和7年12月1日まで

4 業務目的・業務概要

(1) 業務目的

本業務は、越谷市立大袋小学校の体育科における水泳指導について、業務委託することにより、プール施設、指導業務及び移動手段を確保し、実施対象校における円滑な水泳指導に資することを目的とする。

(2) 業務概要

- ア 学校と水泳施設間の移動 【移動】
- イ 水泳施設の提供 【施設】
- ウ 水泳施設での水泳の技能指導 【指導】

5 実施対象校・対象者

- (1) 実施対象校 越谷市立大袋小学校 越谷市大字大竹147番地
- (2) 対象予定者（特別支援学級児童を含む）

令和7年度	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	合計
R6.5.1時点	63	93	76	88	81	84	485

6 業務の実施場所

受注者が所有する水泳施設

7 水泳指導日程

(1) 指導回数・指導時間

全学年において、4回（1回60分）の水泳授業すること。

(2) 実施日

実施日は令和7年4月1日から12月1日までの間（7月21日から8月25日までの夏季休業日は除く）とし、越谷市教育委員会・該当校・受注者が協議の上、決定すること。

(3) 指導計画

1週間当たり3学年以上の指導を、学校と調整の上、実施すること。

【1日3学年実施のタイムスケジュール 例】

業前	1時間目	2時間目	業間	3時間目	4時間目	昼休み	5時間目	6時間目
	8:35～ 9:20	9:30～ 10:15		10:35～ 11:20	11:30～ 12:15		13:50～ 14:35	14:45～ 15:30
	移動 着替え	水泳指導 60分	移動 着替え	移動 着替え	水泳指導 60分		移動 着替え	水泳指導 60分
								移動 着替え

※参考：令和6年度大袋小学校日課表

【1週間の日程・時間割 例】

① 1日で3学年実施

	月	火	水	木	金
1時間目		学年①			
2時間目					
3時間目		学年②			
4時間目					
給食					
5時間目		学年③			
6時間目					

② 2日で3学年実施

	月	火	水	木	金
1時間目		学年①		学年②	
2時間目					
3時間目		学年②			
4時間目					
給食					
5時間目					
6時間目					

③ 1週間に全学年実施

	月	火	水	木	金
1時間目		学年①		学年④	学年⑦
2時間目					
3時間目		学年②		学年⑤	
4時間目					
給食					
5時間目		学年③		学年⑥	
6時間目					

※特別支援学級を1学年とした場合

8 移動

- (1) バスでの移動を基本とし、乗車対象は教員及び児童とする。
- (2) 受注者は、児童数に応じ、必要な台数を確保し、当該校と水泳施設との運転業務を行うこと。
- (3) 受注者は、バスでの移動の際、1名の添乗員を配置すること。
- (4) 移動の際の運行経路を、予め教育委員会に提出し承認を得ること。
- (5) バスの乗降位置から水泳施設までの安全を確保すること。

9 施設

(1) 場所

ア 実施対象校からの移動時間は、概ね10分以内（経路が4km以内）のプール施設とすること。ただし、工事や事故による渋滞等で時間を要する場合には、この限りではない。

イ 実施対象校の水泳指導の時間は、一般利用客の使用を停止し、実施対象校が占有するプール施設を有すること。

(2) プール

ア 衛生的な環境と水質の維持に努め、水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省101号）で示された遊泳プール水質基準に適合しており、月1回以上水質検査を実施し、認定を受けていること。

イ 概ね縦2.5m、横8m以上とし、水泳学習に適した施設とする。また、水深については0.7～1.1mとし、学年や泳力の状況によって、プールのフロア等で深さを調整し、安全な措置

ができること。

ウ コースロープ等の付設により、効果的な指導に必要な区切りを設けることができること。

エ スムーズに準備・片付けができるよう、同時に複数の児童がシャワーを浴びることができる施設があること。

(3) 安全確保

ア 施設内（水泳授業を含む）での児童の安全確保に資すること。

イ 緊急時の対応について、事前に学校と受注者で確認をし、授業にあたっては緊急時の対応の役割分担を事前に行うこと。

ウ 更衣の時間等、教員が児童から離れる時間の安全確保（更衣・整列・待機等の児童への指示）を行うこと。

(4) その他

ア 保健施設

(ア) 体調不良の児童を休ませる場所を確保すること。

(イ) 緊急時にAEDが使用できるよう、施設内の即時に使用できる場所に整備すること。

イ 更衣室

(ア) 男女別に更衣室を有すること。必要に応じてジェンダーフリー等に対応した更衣室等が確保できること。

(イ) 男女それぞれ50人以上のロッカーを有し、着替えに必要なスペースを確保すること。

(ウ) 更衣室からプールサイドまでの動線がスムーズであること。

(エ) 教員用の更衣室を児童の更衣室とは別に有すること。（一般利用客と共用可）

ウ プールサイド近くにトイレを有すること。

10 指導

指導内容は小学校学習指導要領解説体育編の内容を基本とし、大袋小学校の年間指導計画の学習内容を基に、実施対象校と受注者で打ち合わせの上、決定すること。

(1) 指導グループ

ア 水泳授業は学年で実施することを基本とし、特別支援学級については、すべての特別支援学級を1学年として実施すること。

イ 通常学級については、児童を泳力別のグループに分けて指導すること。（5グループ）

ウ 特別支援学級については、人数や障害の程度により、グループや指導体制を決定する。

(2) 指導者

ア 受注者において、各グループには1人以上のインストラクターを配置し、技能指導を行うこと。

イ 特別支援学級は、インストラクターの配置人数を5人とすること。

ウ 受注者は、インストラクターと別に、安全確保に係る監視員を1名配置すること。

※監視員は監視の他に人数確認、緊急時の対応（応急手当・児童誘導等）も行うこと。

(3) 指導方法

ア 泳力別のグループに分け、グループごとのカリキュラムを用い、個人の泳力にあった技能指導を行うこと。

イ 事前に指導内容について打合せを行い、決定した内容に基づき、安全を確保した上で技能指導に当たること。

ウ 年度途中においても、児童の泳力に応じてグループの変更を行うことができるものとする。変更の基準や手続き方法、時期等については、予め大袋小学校と受注者で調整を行うこと。

エ インストラクターは教員とともにプールサイド、プール内の監視・安全指導を常時行うこと。

(4) 評価

ア 受注者は毎時間の技能の評価基準を、可能な範囲で教員と共有し、指導に生かすこと。

イ 受注者は教員の求めに応じて、特に「技能」の評価の補助をすること。

(5) 指導報告

受注者は、水泳指導実施毎にプール日誌を記載、記録し、学校に提出すること。

※プール日誌の様式は大袋小学校が作成すること。

(6) その他

ア 着衣水泳

学校と受注者との実施方法を協議の上、実施すること。

イ 見学者の取り扱い

健康状態は良好だが見学となる児童がいた場合、プールサイド等での見学及び泳法等の指導ができる体制をとること。

ウ 休憩・水分補給

常時水分補給ができるよう児童の水筒等をプールサイドに置き、授業時間内に1回以上の休憩時間をとること。また授業終了時に使用する児童のタオルの置き場所を確保すること。

1 1 完了報告・支払方法

(1) 受注者は業務が完了後、10日以内に市指定の完了報告書を提出する。

(2) 支払方法は完了払（一括）とし、発注者が請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

1 2 その他

(1) 指導方針

学校教育活動の一環であることを踏まえ、教育的な立場で指導に当たること。

(2) 責任の所在

水泳指導、監視、移動にあたっては、安全第一とし、事故防止に努めること。また、事故が起こった場合は、発注者及び該当校と協力し事態の収拾を図ること。なお、以下の場合には受注者が責任を負うこと。

ア 水泳指導中の事故について、インストラクターの過失から児童に対し事故が発生した場合。

イ 受注者が手配するバス等の乗降時及び移動中に事故が発生した場合。

ウ 施設の瑕疵等により事故が発生した場合。

(3) 守秘義務について

受注者は、本事業において知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならず、本事業を終えた後も、また、同様とすること。

- (4) 実施期間中の水質検査の結果について、その都度、発注者に報告をすること。
- (5) バスの乗降や待機時における騒音や排気ガス等について、近隣住民に最大限配慮すること。
- (6) 保護者等の見学が可能であること。
- (7) 委託業務完了後は、業務完了報告書を速やかに提出すること。
- (8) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合、並びに児童数の増減等により契約に変更が生じる場合は、発注者及び受注者の協議により定めるものとする。